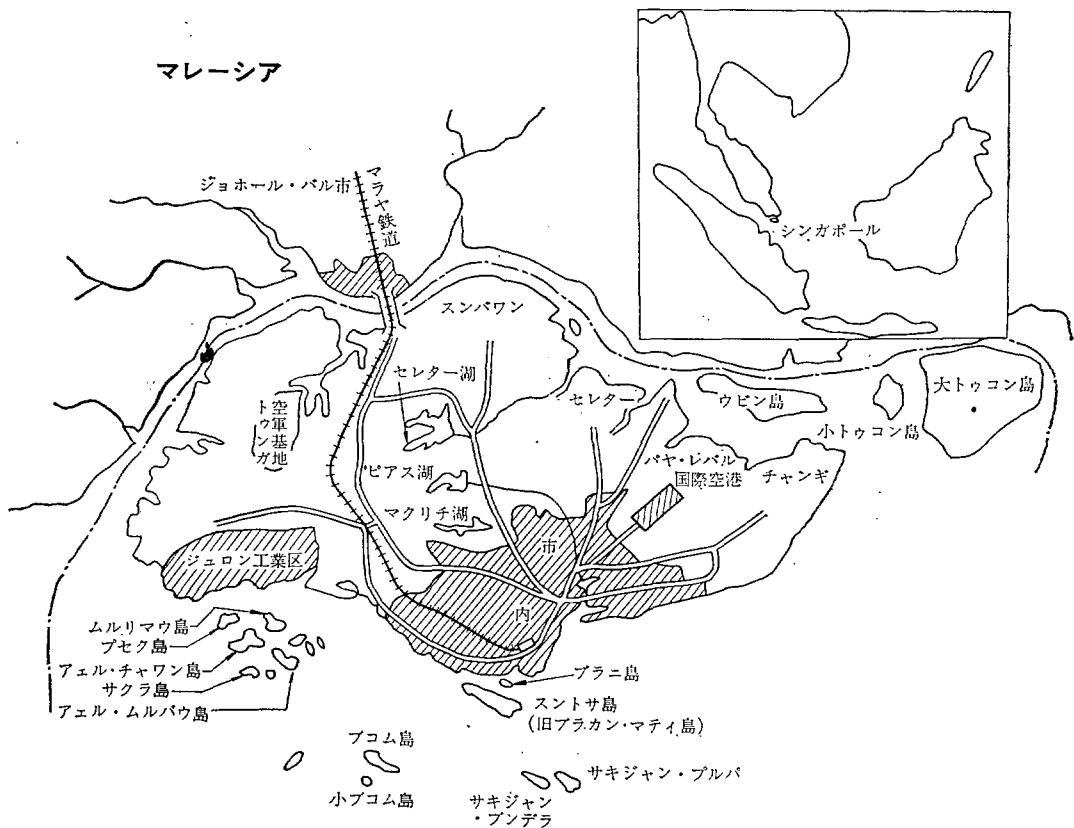


# シンガポール

マレーシア



### シンガポール共和国

面 積	584 km <sup>2</sup>
人 口	219万（1973年6月）
言 語	英語、華語、マレー語、タミール語
宗 教	仏教、イスラム教、ヒンズー教
政 体	共和制
元 首	シェアーズ大統領
通 貨	シンガポール・ドル（2月13日～6月20日間 1米ドル=2.5576 S ドル。以後変動相場制。12月初旬現在 1米ドル=2.455 S ドル）
会計年度	4月～3月
度 量 衡	メートル法（ほかにヤード・ポンド法）

# 1973年のシンガポール

## —インフレにゆらぐ新興経済—

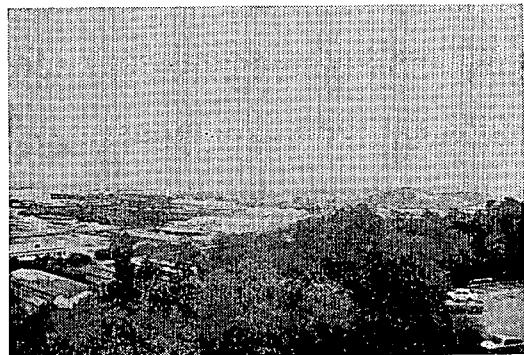
73年のシンガポールは、68年以来の高度経済成長と、72年9月総選挙での人民行動党 PAP の全議席掌握という好条件にめぐまれてスタートを切り、長期に安定した社会・経済制度を築くための貴重な一年となるはずであった。すなわち、73年当初の政府の見通しは、今後5年間継続して年15%の成長をとげることにより、1978年までの予見しうる期間内に、つまり米軍が東南アジアから撤退し、中国と東南アジア諸国全部が国交を樹立するまでの間に、自国経済を完全にテイクオフさせ、共産勢力に対抗しうる社会情勢をつくりあげよう、というものであった。

しかし72年末より襲いはじめたインフレの波は止るところを知らず——米価などは年末より3倍にあがった——、また工業用原材料の入手難、熟練労働力の不足等も加わり、さらに年末には石油危機の鉄槌が下されるにいたった。これらは規模が小さく、底の浅い経済には、十分すぎる衝撃である。現在の経済開発のパターンがこの小国にとって適切なものであったかどうかかも、再考をせまられるほどとなっている。

### 国内政治

しかしこうした経済の激変にも拘らず、国内政治の方は、リー首相のもとに全く無事平穏に推移した。リー政権のこのような強靭さは、59年5月以来13年間の実績の上に築かれたものであることは勿論である。しかしその実体は、住宅建設や雇用増大などの経済政策での積極的な面ばかりでなく、逆に左翼『過激』分子や反PAP分子——これには新聞等の広く一般の言論も含まれる——に対する強行、苛烈な政策が一般市民に政治的発言を慎しませ、結果的に政治無関心の態度をはぐくむことになったからでもあった。

この政治無関心はなにも今に始まったことでは



ジュロン工業団地

ない。それは65年の独立直後、当時最大の野党たる社会主義戦線が国会議事をボイコットし議会外闘争にのり出した頃から、かなり顕著になり始めたものである。71年5月の所謂『新聞弾圧事件』はこの点で特異に見えるが、実際は選挙を翌年にひかえ無関心な世論が喚起されるかもしれないことを恐れた政府側の先制攻撃もしくは過剰反応の色彩がきわめて濃かったといつていいだろう。

73年1月26日、政府は「新聞事件」以来拘留していた南洋商報の編集幹部2人を釈放し、言論界に明るさを与えたかに見えたが、翌27日には同紙社長を国内治安法で逮捕し、厳しい態度が依然変わっていないことを示した。社長逮捕の理由は、さきの編集幹部2人が『社長にそそのかされて』いたと『自白した』からであるという。政府はこれと同時に声明を発表し、『近々新聞評議会を設置し、新聞編集のガイドラインを作る。シンガポールと政治・社会体制を異にする国を称賛するような新聞があり、かつその宣伝が国内の破壊分子を手助けするようであれば、その新聞の発行許可証を取り消すだろう。また同評議会は編集者の任命をチェックする』と警告し、さらに翌28日には『新聞の自由が治安を脅かす時、その自由は制約されねばならない』とつけ加えた。この厳しい態度はさすがに今までのところ具体化されてはいないが、

それが表明されたことの効果は十分あったといえよう。

しかし一方、こうした言論取締りの結果醸し出されてきた政治無関心の態度が、政府首脳陣の焦燥の種になりはじめていることは皮肉である。リーチ首相は72年の選挙大勝後、大学関係筋に国会議席を与える『建設的』批判の場を与えたと語ったが、PAPの政治独占が国民に与える重苦しい印象を少しでも覆い隠したいがためであろう。この緩衝策はしかし、大学筋からの反響がよくないため、未だ日の目を見ていない。

政府に関するかぎり、この無関心はまた、次代の政治指導層の形成にも悪影響を与えており、と考えられている。現在の政府、そしてとくにリーチ首相は、シンガポール社会の発展を一般大衆の教育水準の向上や所得格差の縮少<sup>\*</sup>に求めず、逆に少数のエリートが指導し、大衆がこれに従う、という形に求める、エリート主義の傾向がきわめて強い。ところが68年以来の急速な経済発展と言論の抑圧は、次代をになうべきこのエリート青年層に、政治無関心、金銭至上主義の風潮をうみだし、また麻薬、長髪等への逃避を助長する結果になっている。質実剛健な社会 rugged society の建設をめざす政府はこうした傾向へは異常なまでに神経をとがらせているが、学生は柔弱に流れ constructive rebellion (華字紙には建設的造反と訳された)がない、となげかれるほどである（シンガポール大学副学長）。

一方、73年は政党政治の方もきわめて低調であった。72年の総選挙で一議席も取れなかったとはいえる31%の票を集め、反PAP派の存在を十分示したはずの野党側は、その後全く不首尾で、いたずらにPAP政権の安泰さに貢献するばかりであった。たとえば選挙に参加した5野党全部に党内分裂が共通して発生したこと、また選挙戦前後に野党が『犯した』政府首脳への中傷演説や中傷記事の党機関誌掲載などが、いずれも裁判にかけられ、罰金や拘留罪に処せられたことなど枚挙にいとまがなかった。

\* 高級公務員に対する大幅な賃上げ（30～100%以上、日誌2月16日、3月20日参照）と、一般労働者に対する賃金評議会の9%賃上げ勧告（「賃金」の項を参照）は著しい対照をなしている。

わけても社会主義戦線は、選挙戦前から選挙に参加するかどうかで分裂し十分な力を發揮しえなかつたが、73年1月1日以降は、その党機関誌「陣機報」が中傷記事掲載で発行停止処分と5万ドルの罰金刑を蒙るに至り、その疲弊した組織と財政状態はさらに悪化した。同党はその後もさらにインド人グループが分派行動をとりはじめ、現在は3分された形になっている。また選挙前において進出を期待されていた新党人民戦線も、選挙では意外に振わなかったばかりか、その後73年2月末までに委員長、副委員長を始めとする幹部が大量離党し、また書記長の中傷演説もたたって、党組織は大打撃をうけている。

このほか、労働者党、国民統一戦線、マレー統一組織等でもひとしく党内分裂があり、また4月になると、統一戦線、人民共和党といった新政党が結成され、国会外野党陣営はますます多極化している。PAP政権を覆えず力がこのような政党から生れ得る可能性は未だしの感が深い。

なお最後に、73年の政治的事件の中で、政治犯22人が転向声明なしで釈放されたことは、従来の政府の方針と異なるだけに注目に値する。シンガポールの政治犯は殆ど、共産主義者とか親共分子のレッテルを貼られて国内治安法により（つまり裁判なしで）拘留されているもので、中には10年を越えるものも含まれている。かれらの釈放の条件は転向声明にサインし、有名人であればラジオ・テレビに出ることにある。したがって中には転向には応じても、それが公表されることをためらって、結局釈放されないものもいる、とさえ伝えられている。

ところが73年になると、『政治活動はしない』という条件付きではあるが、『治安上脅威がなくなった』との理由で、転向声明なしの釈放が行なわれだしたのである（1年間に4回で、合計22人）。奇妙なことにこの中には、政治活動禁止の条件などには応じていない、と公言する者さえいるのである。このような釈放が可能であるのなら、全員を一度に釈放しないのは何故であろうか。この不思議な事件の真相は明らかでない。ただ、社会が、かれらをどう迎えるかを検べることが、今後の世論操作——ことに中国国交問題をひかえての——に役立うことだけは間違いないで

あろう。

## 対外関係

73年におけるシンガポールの主要な外交課題は、せまりくる米軍の東南ア撤退と中国国交樹立問題をめぐる近隣諸国の意見調整であった。このためリー首相はまず1月にタイ、5月に日本およびインドネシア、74年1月にフィリピンへとそれぞれ訪問外交を展開し、また11月にはマレーシアからラザク首相の訪問をうけた。

まずタイ訪問では、米軍のタイ残留要請が強く打ち出された。リー首相は年末にニクソンが再選されたことを観迎し、その再任期中に、東南アジア諸国が時をかせいで共産勢力に自力で対抗しうる力をつけるべきだ、とし、そのためにもアメリカは「アジア諸国援助の公約を守る」としたグアム・ドクトリンの精神にそい、軍隊をタイに残留させるべきだ、としたのである。この考えは、マレーシアの提唱する所謂『東南アジア中立化構想』が、中国のみの支持で、米ソの支持を得られないことがはっきりした72年から、繰返し表明されているもので、とくに目新しいものではない。しかし東南アジア諸国がアメリカ、日本に続いて中国との関係を正常化して行こうとする矢先だけに時計の針を逆行させるような感じをいだかせるものであった。ただ現実主義者のリー首相としては東南アジア諸政権の実状・体質を見抜いての発言であり、内々では支持されることに十分の成算があつてのことであつたろう。

なお米軍のタイ残留がシンガポールにもたらすであろう利点は、東南ア諸国全体——わけても自國——の中国国交正常化のペースを遅らせ、国内の華人対策の時をかせぐこと、インドシナ3国に非共産中立国を維持し、共産主義の南下を阻止すること、東南アジア、とくに自國に対する先進国からの投資に安心感を与えること、それに直接・間接に利益のある軍需など、かなり実質的なものが考えられる。

次に、中国とシンガポールとの関係は、この一年殆ど変わなかったようである。政府は中国との国交正常化をいそがない理由として、近隣諸国に先んずれば、この華人の小国が第3の中国として

疑われる、からだと通常説明している。たしかにこの点はなきにしもあらず、であるが、さらに大事な理由は、同政府自身が人後に落ちない反共政府であり、それ自身の都合で国交正常化を遅らせたいと思っているからである。ただ問題は、マレーシアがもし近々国交正常化を果たした場合に、一衣帶水のシンガポールがどこまでこれを遅らせることが出来るかである。現に国内の共産ゲリラと戦っている反共マレーシア政府に出来ることが、シンガポール政府に出来ないはずはないであろう。近隣諸国の「疑惑の目」という口実は、説得力を失ってしまうだろう。

一方インドネシアとの関係は、5月末のリー首相の訪問で、「対決」以来の相互不信に終止符を打つことができ、やっと改善に向いた。ただし訪問の具体的成果はかならずしも明らかではない。両国の経済関係は、その後もシンガポール側が貿易統計を公表しないため全貌はつかみがたい。ただ73年に加わったものとしては、リー首相の訪問後シンガポールのスマトラ観光開発、ブルタミナ石油との協力協定、インドネシア投資促進のための送金利潤の所得税免除措置などがあげられる。

オーストラリアのシンガポール駐留軍の撤退は、72年に予想された通り、73年後半から始められた。同国駐留軍は総兵力1,900人で、当初はこのうち600人の兵站隊が残される予定であったが、結局これも75年初めまでには撤退することになってしまった。オーストラリア側によると、5カ国防衛協定は軍隊の駐留まで義務づけていないから、今回の措置は同協定を破棄したものではないと、説明されている。

最後に、マレーシアとの関係は、政治面では特筆すべきことはなかったが、経済関係では、マレーシア側から両国通貨の相互交換性取決の破棄を通告されるという事件があった。このことは両国経済が相互の束縛から離れ、完全に自立することを意味する重大事であった（後述）。

## 経済

### 73年の経済成長

73年の名目GDP成長率は、72年の場合の15%

に対し、22%という高率であった。ただ消費者物価指数の上昇率が72年の場合2.1%であったのに対し、73年の場合は22.9%であったことなどからして、実質成長率は11%にとどまった（卸売物価については適切な指數がない）。

国際収支は経常収支で25億7000万Sドルの赤字を出したが、例年のように内容不明の『誤差・脱漏』が相当あり、総合では3億3360万Sドルの黒字となっている。インドネシア分を含まない貿易収支は、輸入125億6120万Sドル、輸出89億1460万Sドルで、結局36億4660万Sドルの赤字であった。72年と73年の1~8月の輸出入価格をトン当たりで比べて見ると、73年は輸入価格で11.6%増、輸出価格で22.9%増となっている。一方73年1年分の輸入代金支払は前年比31.7%増、輸出収益は同45%増であるから、貿易収支は実質に改善に向いつつあるといってよいだろう。

製造業に対する投資は72年の3億3600万ドルから大幅に回復し、8億1900万ドルになった（うち外資はそれぞれ2億5500万、6億0200万）。しかし日本からの大口投資として期待されていた住友の石油化学工業の進出は年内には具体化しなかった。製造業の成長は年初以来、工業用原料の品不足や輸入価格上昇それに年末の石油危機等で概して不振であり、成長率は前年比名目29.8%、実質17%におわった。

一方商業（中継貿易、内国貿易）は、上記の通り商品価格がゴム、パーム・オイル等から工業製品にいたるまで全般的に値上がりしたため、GDPにおける成長は72年の6.1%増に比し、73年は25.8%増に上昇した。

最後に観光業は、観光客の流入で年末について100万の大台に達する好調ぶりで、GDPでは72年比27.9%増の成長を示した（金融については後述）。

## 物 価

シンガポールの物価は従来非常に安定しており、公式統計によると60年代はほぼ年1%程度の上昇にすぎなかったが、71年末よりやや上向きはじめ、72年末から73年の1年間には未曾有の高騰を示すに至った。政府発表の消費者物価指数（60年4~5月=100）を見ると、72年の最低は4月の113.6であったが、12月には121.7にのぼり、73年

になるとさらにはげしく上昇し11月にはついに161.4に達した。

なかでも著しいのが食料で、米の場合などは、公式指標でさえ72年4月の101から73年11月の272への上昇を伝えているが、実際の市場価格は新聞によると、タイの極上米（最高級品）や同100%精米などの場合、2~7月の僅か5カ月間に3倍を超える上昇ぶりであった。買占め、売り惜みなどインフレ時に特有な現象は当然あったにせよ、タイが輸出制限（5月）から禁止（6月）に及んで国際価格が上昇したことの影響は強く、輸入インフレの傾向も避けられないことであった。しかし一方、自給可能な数少ない商品のひとつとされていた豚肉まで、輸入飼料の高騰や肉牛の輸入削減（产地での口蹄疫の発生による）、飼育設備に対する公害規制の強化などが重なって、これも年末には3倍の上昇ぶりであった。

物価上昇はもちろん食料にかぎらず、このほか住居費および建築費、地価、衣料費、公共料金（電気、ガス、水道）と軒並みで、年末にはこれに石油危機による石油製品の値上げが加わった。暴力団の「保護費」や棺桶の値上げまでを伝える新聞記事も単なる厭味ではござれない重みが感じられている。

このインフレの原因は、68年来の急速な外資導入と金融界の急膨脹、近隣諸国からの土地投機などで流動性が過剰気味だったところえ、国際的な食料不足、工業用原料の輸入価格上昇、人件費の上昇などが重なったためである。流動性の量を通して供給量で見ると73年のピークたる2月には1年前の実に36.3%に当る25億4560万Sドルに達していたのである。一方工業用原材料の輸入価格上昇については、その主たる供給國日本の円が2月の米ドル10%切下げに際し相対的に15~6%切り上ったことが主たる原因となっている。この際のシンガポール・ドルの切り上げ幅は11%であったから、日本品は少なくともその差額分だけは確実に上ったことになる。また全体の輸入価格の上昇を72年と73年のそれぞれ1~8月についてしらべてみても、後者はトン当たりで前者の11.6%増となっているのである。

このようなインフレに対して政府は73年中に、金融引締め、輸入品の関税や割当制の廃止、変動

相場性移行、土地売買制度への梃入れなどを行なったが、目立った効果はあがっていない。なお金融引締めについては、預金準備率が72年8月に3.5%から5%に、そして73年3月にはさらに9%に引き上げられた。また金利の方も4月と12月の2度にわたり合計1.5%引上げられている。

一方、土地売買制度については、政府が7月末の国会に『都市再開発権限法』を提出し、都市中心地区の地価を3年間凍結する意向を示した。これは最近の地価・住宅費の高騰で、中産所得層の住宅購入\*が禁止的な状況に落い込まれたためである。しかしこの法案は、その性質上難しい問題をかかえているため、小委員会に廻されたまま、未だ国会を通過していない。そこで対案として、9月11日以降、宅地用不動産と商工業用以外の空地の売買をシンガポール市民と承認された外国人に限る、ことになった。ここ2、3年の間、インドネシア、香港等の華僑によるシンガポールの土地投機は急激で、場所によっては地価が6倍にもねあがったところがある、といわれている。したがって9月の措置はこうした外国人投機を鎮静させることは出来るだろうが、シンガポール人自身の投機には無力であり、基本的な解決にはなっていない。

### 賃金ガイドライン制度

ホン蔵相によると、『シンガポールにおける賃金決定の原則は国際競争力の有無にある。現在の経済状況では年間8%の賃上げは最終コストに約1.6%の影響を与えるが、これは生産性の向上で吸収しそう。一方先進国なみの10~12%では3%の影響があり、競争力は失われよう』とされている(4月)。政府は72年2月以降、賃金評議会NWCを発足させ、労使間交渉における指針として賃上げガイドラインを毎年5月に発表することとなったが、ホン蔵相の以上の発言は、73年ガイドラインを決める直前に当っており、これにのぞむ、政府側の意見であったとと考えていいだろう。

このためNWCの出すガイドラインは、先進

国との賃金格差の必要性に則り、全体のベースを低く抑えた上で、なおかつ賃上げ率を政府の制御可能な範囲内に置くことを主眼点にしている。政府はこれに加えてさらに中央備蓄基金CPFの積立率を引き上げることにより賃上げ分の一部を強制貯蓄させ、開発資金のねん出と同時にインフレ抑制の手段としている。

こうして72年と73年の5月に、NWCはそれぞれ8%と9%の賃上げガイドラインを発表したが、これに伴いCPF積立率も増加されたので実際の支払い額と手取り額はこの水準とはことなることとなった。例えば72年の場合、使用者は8%の支払増となったが雇用者の手取り額は月給200ドルを境にして、上は4%増、下は6%増にすぎず、差額はCPFに強制積立されることとなった。また73年の9%の場合、月給200ドル以上の雇用者は9%そのままの賃上げであったが、使用者側支払いは、これに1%のCPFに積立率が加算され、10%となったし、月給200ドル以上のものも同じような規定により雇用者は9%以下の手取り増、使用者は9%以上の支払増となったのである\*。

なおこの制度は最低賃金制の確立や初任給ベースのアップなどを意図したものではなく、売り物の『低賃金』は相変らず生かされている。またこの制度の受益者が72年ガイドラインの場合で、73年4月末までに全労働者の16~17%にすぎない点も忘れてはならないだろう。ガイドラインの仕組は、名目賃金の引上げと、インフレ対策とを組み合せたもので、73年5月までは一応うまく働いてきた。しかし今後の問題についていえば、政府が民間企業の賃上げ率まで自己の制御下に置こうとしたことは、国際競争力を維持するという至上命令があったにせよ、最近のように激しいインフレがある場合、その結果についてまで自から責任をとらざるを得ないような羽目に落ち込む危険が大きいのである。とくに74年のガイドラインの場合、消費者物価が73年1年間で20~30%も上昇し、しかも経済の実質成長がかなり下降状態にあることを、どう反映させるかで、政府は自縛自縛に落ち入ってしまった感が深い。

\* 詳細は500ページ参照。

\* 月収1,500ドル以下の所得層は、住宅建設庁HDBのフラットに入居が認められる。現在総人口の約4割がこれに入居している。

## 労働問題

政府は近年顕著になっている労働力不足に対処するため、72年末以来、外国人に対する労働許可証発行の緩和や婦人労働奨励のための免税措置などを講じつつある。またわけても熟練労働力の不足は深刻であるため、ホン蔵相は4月に外資導入奨励と結びつけた工業技術水準向上のための一連の方針を発表しそのいくつかは、すでに実施に移されている。

労働事情がこうした措置でどれだけ改善されたかは不明である。しかもシンガポールの場合、労働力数や失業率は求人側と求職側とで太いに異っており、一概に労働力不足すなわち低失業率もしくは完全雇用とは断定出来ない。言うまでもなく、使用者にとって技術水準、労働規律、低賃金などで雇用可能なものの数と、実際に職を必要とする者の数の間に大きなギャップがある。しかも最近の技術訓練計画は青年層を対象にしたもののが殆どで、中高年層は未熟練のまま残される傾向が強いのである。公式統計による職業紹介所の求職登録者数\* は失業者数を示すものとして通常よく利用されてはいるが、登録そのものが義務制でないため、登録に利点のない未熟練失業者などはあまり含まれていないのが現状である。しかしさく使用者にとって雇用可能者数は絶対的に少なく、73年には外人労働者数が12万人を超えたほどである。

次に労働移動率の高さも重大化している。最も移動のはげしいのは電子産業や繊維縫製業で、とくに前者においては年間 204% の移動率を記録したものから、36% という『低率』で他社をうならせた日系会社まで、一様に対策に頭を痛めている。労働省発表の平均率でも 94.8% であるから、1 年間にほぼ全員がい代ったことになっている。また造船業では 37.2% と低率であるが、1 人当たりの訓練費が高くつくため (Jurong Shipyard では 2 年間で 3200 ドル)、この率でも重荷となっている。

労働争議の方は、あいかわらず政府の取締りが厳しく、72年の7件、1万8000損失日にくらべ若

干低下しそうである。しかし 6 月までの数ヵ月間に米系プラスチック会社で発生した争議は、シンガポールが外資導入の対価として支払う労働者の苛酷な条件をよく示している。この争議は激務と低賃金とに対する女工たち（そのほとんどは20歳以下のマレーシア人）の抗議であり、かれらの賃金は日曜日の12時間超勤を含めてやっと月収約 160 S ドルにすぎなかったといわれる。この争議が指導者のマレーシア人女工の国外追放でつぶされ、また労働組合上部団体自身が、女工たちの「跳ね上り」に警告したことなどは、シンガポールにおける労働争議の少なさの主要な背景をなすものであろう。

一方、72～73年に、労働者の組織化が急激に進行したことは、将来の労働問題に重要な意味をもつことになりそうである。シンガポールの組織労働者数は62年の19万人以降、政府の左翼系組合の弾圧により減少し、70年には11万2500人に落ち込んでいたが、72年から急激に回復し73年8月までは18万3714人に達した。これは政府が72年から導入した賃金ガイドライン制度が組織労働者にとって有利なものとなってきたためである。新組織労働者はいずれも政府系労組連合体たる全国労働組合会議 NTUC に属しており、そのかぎりでは政府の心配の種にはならないが、74年に予想されるインフレの異常高騰や経済不振においても従順な組合であり続けるかどうかは大きな疑問となりはじめている。

## 通貨価値の変動

米ドルを中心とする通貨不安は71年末に続き、73年2月にも再発した。シンガポールはこの2度ともマレーシアと共同歩調をとって金平価を維持し、両国通貨は結果的に対米で71年末 8.57%，73年2月で 11.11% の切上げとなった。しかし73年2月の場合、日本円の15～6% 切上げにくらべると、いまだ不十分であったとみえ、その後は新中心レート 2.5376 S ドル (=1 米ドル) に対して IMF の定める上限 2.483 ドル (2.25%) で、さらに弱い米ドルを買い支える結果となつた\*。このこ

\* 72年11月に3万3886人という最低記録を出して以降、73年7月に3万7772人へと再び上昇したが、年末にはまた下りはじめている。

\* 金融管理局 MAS の外貨資産は3～6月の4ヵ月間に4億7700万 S ドルも増加した。これは通常の月の倍の増加になる。

とはまたシ通貨の価値を人工的に引下げるものであり輸入インフレの一因にもなりはじめた。シンガポールはこのため6月20日に変動相場性への移行を決定し、新しい相場は大体2.33Sドル程度となった。これは2月以降の中心レートに対して約9%の切上げであった。

### 通貨相互交換性の廃止

マレーシア政府は5月8日、午後3時半、シンガポール政府に対して両国間の通貨相互交換性取決 Currency Interchangeability Agreement の廃止を通告し、30分後の4時からこれを実施に移した。1967年6月以来約6年間続いたこの取決は、イギリス植民地時代から両国に流通していた単一通貨『海峡ドル』と、それが具有する共通もしくは単一の諸制度とを実質的に継続施行せしめるものであった。同取決めにより3国通貨（ブルネイも参加していた）は全く同価値で発行され、いずれの通貨も他の国内で法貨として使用され得たので、一般には単一通貨と全く同様であった。

しかし経済構造がことなり、また独立した通貨・金融制度をもつべき別個の独立国がこうした通貨を共有することは、当然不自然なことであった。とくにシンガポールでは72年末より流動性が異常に高まり、同政府がこれに独自の対策を講じたことが共通通貨を困難にすることとなったようである。たとえば「物価」の項で述べた預金準備率の引上げ、シンガポール内に高金利をよびおこし、マレーシアの資金を流出させだしたこと、また2月の株価高騰がリー首相の警告で急落に転じマレーシア側に多くの被害者を出したことなどがあった。

次に、同取決めが廃止される場合、双方の通貨価値にどれほどの差異が表われるかが関心を引いた。しかしこれは双方とも平価を維持する意向を示したため、5月14日から立った相場には手数料分の差異が相互に出ただけであった。またその後シンガポールが6月に変動相場性へ移行した時も、マレーシアがすぐこれに追随したため、結局双方の対米価格は若干マレーシア側が強めながら、ほぼ同水準を維持した。

一方『共通通貨』が具有していた共通もしくは単一の諸制度も、分離されることとなった。すな

わちマ・シ銀行協会、マ・シ証券取引所、それにシンガポールにおかれていマ・シゴム取引所等の分離である。ただしいずれも急激かつ完全な分離は双方に不利益があるため、運営面では若干の共同歩調も残されている。たとへば年末の銀行利子の引上げは、同日にしかもほぼ同率で行なわれたし、両国の新証券取引所も6月以降従来通りの269銘柄を各々上場させている状態である。

### 石油危機

中東戦争に端を発した石油危機は、工業化に主たる活路を求めていたこの小国に直接・間接に甚大な影響を与えつつある。直接的には、同国がアラブ友好国リストに乗らなかったことによる石油輸入量の削減（11月中旬より12.5%）の影響である。72年の場合、原油総輸入量は1890万トン\*で、そのほとんどは精製後再輸出され、国内消費量は400万トン弱であった。また国内消費量の半分は船舶・航空機へ補給に当てられたので、純消費量は170万トン程度\*\*（73年の予測量は185万トン）とされている。その量は工業化の進展と共に増大し、年率はほぼ10%であるが、とくに発電用消費量の増大ははげしく、68年から72年の間にほぼ倍増している。このため、11月中旬からの輸入削減は、石油製品のすみやかな需給調整と今後の経済政策の再検討をせまるものであった。こうして電力・石油節約運動は11月15日より開始され、また基幹物資統制法と石油電力規制法が12月に制定されるに至っている。

このほか直接的影響として見逃せないのは、同国工業化が石油精製業を先導部門としていた点である。国内の5精油会社は近年いずれも規模を拡大し、その精油能力は73年末で日産84万8000バーレル、また74年中には日産100万バーレルに達す

\* 内訳は次の通り：

クエート	902万トン	4億0253万Sドル
サウジ・アラビア	324 "	1億4244万 "
イラン	383 "	1億7944万 "
サウク	187 "	9462万 "
その他	93 "	4700万 "

合計 1890 " 8億6603万 "

\*\*消費内訳は（The Straits Times 12月14日），  
発電用50%，工業用23%，自動車用13%，LPG  
(料理用) 4%，バス用ディーゼル7%，政府3%

る予定であった。また現状においてもすでに、この産業は製造業全体の中で生産額や付加価値の点でずば抜けて大きなシェア（それぞれ31%と17%）をもっているのである。このため年末からの各社の操業短縮（一説には日産50～60万バーレルにダウン）は全体の経済成長に鈍化ないし停滞をもたらしたばかりでなく、石油偏重の経済開発のパターンにも再考をうながす結果となっている。

しかし一方、先進国経済が蒙る影響に由来する間接的な影響はさらに大きく複雑であろう。石油危機は年末において品不足から価格高騰へと形を変えつつあるため、シンガポールにとっての影響も先進国からの工業用原材料の輸入難から輸入価格上昇へとうつることは必至である。同国の経済構造がこのところ近隣諸国との仲継貿易型から市場も原料も先進国を相手にした工業化に急速に変りはじめていた矢先だけに、事態は深刻といえよう。

### 金融市场

金融市场は経済界全般が波瀾含みであった中に、73年もアジア・ドラー市場を中心に拡大を続けた。商業銀行は年内に10行（全部外国系）ふえ53行となり、その銀行外顧客による総預金高は72年比22.4%増の57億9980万Sドルに達した。このうち定期預金の割合は72年よりさらにふえて56.3%となり、ますます長期貸付資金を豊かにしているし、また実際の貸付も前年に比して44.7%もふえ62億0080万Sドルに達した。また金融会社の業務も拡大した。その預金高はこの1年に25%ふえ8億5375万ドルとなり、自動車、家屋等購入に当られる貸付も38.2%ふえ、6億8967万ドルにのぼった。一方額は小さいが郵便貯蓄のびも著しく、

前年比44%増で1億7100万ドルになり、また中央備蓄基金 CPF も年々積立率が高められているため、この1年で積立額は約4億7000万ドルふえ、累積で約17億ドルに達した。

一方アジア・ドラー市場については、香港も72年末よりこれに乗り出してきたため、対抗上、政府はますます助成に熱心になってきている。たとえば73年にはアジア・ドラー勘定 ACU の取扱いを許可された銀行は7行加わり\*、36行になったし、マーチャント・バンクも政府認可ベースで16行、うち9行がACUの取扱いを認められるにいたっている。次にアジア・ドラーの短期金融市場の流通性を高めるため、72年11月に3社の割引会社が設立されたが\*\*、これに加えて債券発行後の2次市場を育成し、かつユーロドラーとの連絡を密にするためマネー・ブローカー2社が4月に設立され、72年8月の2社を加え4社となった。

以上のほか政府は7月末に所得税法改正でアジア・ドラー債の非居住保持者に対する課税の免除や、インドネシア投資に対する送金利潤の所得税免除などの措置をとった。

貸付けの面では、アジア・ドラーは未だ短期市場が主流であるが、73年には長期金融として3回の起債が行なわれた（合計5回）\*\*\*。なおアジア・ドラーの総預金額については、72年末の30億米ドルから、5月には37億米ドルに達したと伝えられ、また年末には63億米ドルに達したと発表されている（74年度予算演説）。

\* 73年に新設された10行のうち、3月以降に認可されたもので、これら7行はACUと外国為替の取扱のみを許されたもの（off-shore branch licence）。

\*\* その営業額は73年8月末で3億7700万ドル。

\*\*\* 日誌12月4日参照。

## 重 要 日 誌

**1月**

1日 ▶リーチ相、経済繁栄による満足感に警告（新年献詞）。

▶セメント値上げ——原料不足と船賃上昇により4日以降、トン当たり60ドルから65ドルへ引き上げられる。

73年の総需要量は120万トンと見積られるが、国内3工場の生産では追いつかず、今回の値上げ分5ドルを政府の特別基金に入れ、輸入（トン当たり7～80ドル）の助成金につかうこととなった。なお3工場（Singapore Cement Manufacturing Co., Pan-Malaysia Cement Works, Asia Cement）は73年中に全体で100万トンを生産するよう政府から要請されている（5月17日参照）。

8日 ▶人民戦線幹部2名、退党——副委員長の葉漢鎗（Yap Han Chionh）と組織局長の林全發（Lim Chua Huat）。党声明では、理由は、個人的なもので、党紀上のものではないという。

▶リーチ相の訪タイ——リーチ相、ラジャラトナム外相らは8日より15日までタイを公式訪問し、この間、タノム首相とベトナム戦後の諸事態および両国間の軍事経済関係について討議した。なおリーチ相らは13日以降はチェンマイを訪問し、同地でタイ国王に会見した。

11日 ▶証券業評議会の発足——大蔵省は11日、証券市場の健全な発展を促すための監視機関として証券業評議会（Securities Industry Council）を発足させた。委員長は黃文盛 Michael Wong Pak Shung（金融管理局局長）、副委員長は黃土朋 Ng Soo Peng（マ・シ証券取引委員会副会长）業務内容は：——①証券業に関するすべての事項につき監査に勧告する、②証券取引委員会に対し、会社の上場、停止、上場廃止等につき勧告する、③証券取引委員会に対し不正取引の停止措置を取るよう勧告する、④会社の株式公開申請の認可、⑤行動の疑わしい会社を会社登録官に連絡する。

12日 ▶リーチ相の考え方——リーチ相はバンコクでの記者会見で大略次のように語った。

- (1) 4年もしたらほんどの ASEAN 諸国が北京と大使を交換するような状況が造られているだろう。
- (2) インドシナ和平後のアメリカの役割について、私はニクソン大統領のグアム・ドクトリンを重視している。私はこれがタイに適用されているという真剣な意志表明がなされるべきだと考える。ニクソンが強調するとおりベトナム和平が名誉ある和平である

とするなら、この戦争にまきこまれたタイも見落されてはならない。

(3) 東南ア諸国は、ニクソンが再選されたのでその任期中（あと4年）に共産勢力に自力で対抗しうる力をつけるべきだ。

(4) クラ地峡運河問題は今回議論しなかった。それが実際開通する80年代にはシンガポール経済はより多用化しており、影響はあまりないだろう。

(5) 日本の経済支配問題については、シンガポールは投資国を多角化することに逃げ道を作っている。シンガポールの現在の発展段階では、投資を促進するかたわら外資支配を恐れる、ということは見当違いないことである。

（なおリーチ相は *Bangkok Post* 14日でも次のように語っている。）

(1) 東南ア中立化は、この地域に利害をもつ4大国が同意してのみ達せられるが、こうした同意が得られるかどうかは疑わしい。

(2) シ・タ両国はベトナム和平後も米軍がタイに残留することの必要性について合意した。

(3) インドシナの最善の解決は、南ベトナム、ラオス、カンボジアが非共産中立国となることである。次善の策は南ベトナムに連合政府ができることがあるが、連合政府は組織力の優れた共産主義者にがいして乗取られやすい。この場合はラオス、カンボジアを中立国にしなければならない。

13日 ▶タナット前タイ外相、リーチ相を非難——*The Bangkok Post* 13日は、タナット前外相が「米軍をタイに残留させよとのリーチ相の提案は、シンガポールの安全を守るためにタイを緩衝国にしようとするシンガポールの利己心に由来する」と語った、と伝えた。

14日 ▶タイ、シンガポール兵を軍事訓練か——タノム首相は、「要請があれば、シンガポール兵に対するタイ国内での特別訓練の便宜を提供するだろう」と語った。（4月25日参照）

一方タイ側はシンガポールの造船所にミサイル搭載艇を発注するといわれている。

15日 ▶タイ・シ共同声明発表、リーチ相帰國。

16日 ▶新金融引締め策——市中銀行は16日以降、海外借入資金（アジア・グラーからの借入れも含む）の5%以上を金融管理局に預託せねばならないこととなった

(無利子)。なお銀行法第35条によると、この預託金は流动比率上の流动資産としては扱われない。星州日報が2月9日に伝えたところによると、この階層の結果3500万ドルが金融管理局に預託され、このことから現在銀行の海外借入資金は7億ドルであることが判明したという(2月13日参照)。

なお金融管理局はこのあとさらに金融引締めの一環として株投機目的への銀行融資はこれを控えるよう求める回状を各銀行に送った。

22日 ▶短期国債(競争入札制)発行——19日入札分5000万ドル、利子年3.68%、26日入札分6000万ドル、利子年3.7%。

▶水道料金、値上げ——公共事業庁 PUB は、来たる2月1日より水道料金を下記のとおり値上げすると発表した。

	旧 率	新 率
	(1 m <sup>3</sup> 当り)	セント)
家庭用		
0~25(m <sup>3</sup> )	17.6	22
25~50	17.6	26
50~75	17.6	33
75以上	17.6	44
非家庭用(商工業)	33	44
政府	22	44
法定機関・軍隊	33	44
飲料・製氷産業	55	88
船舶	88	88

なお PUB の発表によると、72年の1日当たり平均水使用量は52万立方メートルで、現在の率で5年後には75万立方メートルになるという。

24日 ▶政治犯6名、転向声明なしで釈放さる——政府声明によると、かれらは61~70年の間にその親共活動が治安をおびやかしたとの理由で、逮捕された人々で、最早治安上の危険はない、とされている。

26日 ▶外国為替業者クラブ——The Straits Times 26日によると、シンガポールにこのほど外国為替取扱業者のクラブ Singapore Forex(Foreign exchange の略) Club が結成された。初代会長は OCBC の国際部長蔣介倫 Tjio Kay Loen。

▶スンバワン造船所、40万トン乾ドック建設を契約。

▶マレーシア、沿岸貿易から外国船排除を予告。

▶南洋商報の2幹部釈放さる——李星可と全道章(71年5月2日参照)の2人で、釈放はいわゆる「新聞事件」に関し、「政府に謝罪し、これを公けに発表することに同意した」とことによる。国内治安法による拘留であったため、裁判所の判決はなにもない。

▶貿易参考資料図書館の設立。

28日 ▶南洋商報紙社長、逮捕さる——政府は28日、国内治安法にもとづき、南洋商報紙の李有成 Lee Eu Seng 社長を逮捕した。理由は26日に釈放された同紙の2幹部が、Lee 社長にそそのかされて活動した、と自白したことによる。政府はこれについて大略次の声明を発表した——

- (1) 過去の事実からしてシンガポールでは新聞が容易に外国の勢力に買収されることが明らかとなった。
- (2) 李有成は1970年に6ヵ月間の外国旅行をし、帰国後僅か2ヵ月にして、従来星州日報紙で反政府的言論をしていた李星可を同紙より高給をもって引きぬき、また全道章を通して紙面の改革を行ない、中国関係の記事を大々的にあつかいはじめた。
- (3) 南洋商報紙の発行許可証は今後李社長から陳振夏 Tan Chin Har 高級編集員に移管する。
- (4) 今後は国内の金紙に株式を公開させるような立法化を行なう。
- (5) 新聞評議会を作り、新聞のガイドラインを設定する。たとえばシンガポールと政治・社会体制を異なる国を称賛するような新聞があり、かつその宣伝が国内の破壊分子を手助けするような場合は、その新聞の発行許可証を取消すだろう。また新聞評議会は、編集者の任命を精査するだろう。

なお李は2月末に内務省から2年間の拘留命令を出された。

29日 ▶新聞評議会の方針——ラジャラトナム外相と易文化相は、28日に発表された新聞評議会設立案について記者会見し、次のように語った。——

- (1) 新聞評議会の細目はいまだできていないが、年内には発足する。
- (2) 単なる諮問機関ではなく、国の治安をおびやかす新聞に対処する力をもったものとなろう。
- (3) 構成員は政府、新聞経営者、新聞記者とする。
- (4) 新聞の自由が治安を脅かす時、自由はそのかぎりにおいて制約されねばならない、ということを原則とする。

30日 ▶オーストラリア首相、兵600人の残留を確認——ホイットラム首相は現在シンガポールに駐留中のオーストラリア軍1,900人のうち1,300人は73年末に撤退させ、訓練・兵站隊たる残り600人は残留させる予定だ、と語った。

一方、ニュージーランドのカーター首相は、シンガポールの同国軍(約1,000人)を撤退させない、と31日に表明した。

なおイギリスの駐シ軍は2,100人である。

▶住友銀行、支店開設——(70)年に外国銀行進出規制

を緩和して以来、最初の日本の銀行の支店)。その後この支店は5月までに、インドネシアのプルタミナへの融資のため、アジア・ダラー市場でシンジケートを結成して、4000万米ドルの起債を行なった。

31日 ▶木材不足解決——シンガポール木材業界は、マレーシアが昨年11月12日以降木材輸出を禁止してから厳しい原料不足にみまわれていたが、馮炳志 Fong Pin Chee 木材業協会会长が31日に語ったところによると、その後インドネシアからの買付けが好調で、現在ではほぼ不足は解消したという。

▶東ドイツを承認（8月10日参照）。

## 2月

1日 ▶ソースの値上げ——ソース製造業者組合は「原価格高騰のため1日以降、醤油、チリ・ソース、トマト・ソース等の値段を20%あげる」と発表（1月31日）。

4日 ▶米副大統領訪シ。

6日 ▶理髪料の値上げ——理髪業界は、6日より理髪店のタイプにより料金を50セント、30セント、20セントあげ、それぞれ3ドル、2.50ドル、2ドルとする、と発表した。

9日 ▶日本、90億円の円供款を与える——駐シ日本大使はシンガポール外務省次官との間で第3回目の円借款供与に調印した（第1回目は70年10月の2500万Sドル、第2回目は72年3月の740万ドル）。今回の円借款は90億円（8300万Sドル相当）でスンバワンのセノコ火力発電所建設につかわれる。条件は5年据置き後13年償還、金利年5.5%。

10日 ▶軽飲料類の値上げ——軽飲料を製造する10社は、9日の共同声明で、10日以降軽飲料1壇当たり5セント値上げすることを発表した。

▶英国防相の訪シ——なお月末に英陸軍総参謀長も訪シした。

12日 ▶通貨不安で、外為取引停止さる（14日まで）。

▶T.T. Rajah 弁護士に2年間の業務停止命令。

13日 ▶米ドル10%切下げ、シ・ドル不变——シンガポール政府は13日夜、マレーシア政府と協議後、両国通貨の金平価を維持する対米（11.11%切上げ）と発表した。これによりシンガポールドルの対米価値は従来の US 1ドル=2.81955 S ドルから2.5376 S ドルとなった。

▶金融引締策——政府は市中銀行および金融会社の金融管理局への預金準備率をさる72年8月以降の5%（それ以前は3.5%）から9%へ（3月16日から実施）、またさる1月16日に新設された市中銀行の海外借入資金に対する5%の預託率を9%に、それぞれひきあげると発表した（いずれも無利子）。

これは通貨不安にともなう外資のシンガポールへの逃避による国内流動性の増大を圧えることを狙ったもの。

14日 ▶マ・シ両国、両通貨の相互交換性維持を再確認。

▶オーストラリア、スパイ部隊を配備——オーストラリアの Daily Telegraph 紙14日は、ホィトラム首相が、シンガポールに残留予定部隊の一部は電子モニター装置をもったスパイ部隊であることを明らかにした、と報道した。これによると、「シンガポール政府は公式にはこのことを知らないことになっており、このことを今回発表したことで、オーストラリアが600人をシンガポールに残留させるという決定は撤回されそうである。ホィトラム氏はこれを狙って故意にこの情報を漏したようである」としている。

なお4月3日に、同国防相は、この部隊をすみやかに撤退させる、と語った。

15日 ▶フィンランドと国交樹立。

16日 ▶ジュロンに日本庭園（星和園）できる。

▶高級公務員の給与大幅改訂——ホン蔵相は16日、高級公務員（Division Iのみ）1149人の給与を3月1日以降大幅に増額すると発表した。上げ幅は最高4,000ドル（最高裁判所長官は現在の3,500ドルから7,500ドルへ）から580ドル（省副局長クラスで現在の1,920ドルから2,500ドルへ）で、これによる年間支出増は約400万ドルである（下表参照）。なお Division II 以下は賃金評議会の勧告をまって決められる予定。

	旧給与	新給与
Superscale		
A 1 *	—	7,500 <sup>(1)</sup>
A	3,500	6,500 <sup>(2)</sup>
B 1 *	—	6,000 <sup>(3)</sup>
B	2,700	5,500 <sup>(4)</sup>
C	2,350	4,500 <sup>(5)</sup>
D	2,170	3,500 <sup>(6)</sup>
E	2,070	3,000
F	2,020	2,750
G	1,920	2,500
Upper Timescale		上限を1,850～2,000とし、年昇給額を50～100とする
Timescale		900～1,850とする

\* 新設、(1)黄宗仁最高裁長官、(2)George Bogaars, 侯永昌、陳文徳（検事総長）、(3)高裁判事、(4)事務次官、(5)事務次官、督察府長官、検事次長、PUB 長官、内國税務局長、(6)経理局長、監査局長。

17日 ▶砂糖値上げ——シンガポール製糖会社（SIS）は16日次の発表を行なった：——17日以降当社の精糖価格を卸して1斤（1 kati）当り現在の37セントから43セント

に引きあげる。これにより小売り価格は39セントから45セントになり、マレーシアと同水準になる。これは国際的原糖価格の高騰による(71年のトン当たり368ドルから現在の568ドルへ)。この措置はすでに政府に連絡済みである。

19日 ▶証券取引所、19日より午後商いを停止。

21日 ▶米も値上り——星州日報21日によると、白米の小売り価格は国際的な供給不足のためこのところ1斤(1kati)当たり4~5セント上っている、という。一方The Straits Times 22日によると、72年8月以降、輸出米はトン当たり(1,653斤)400ドルから660ドルに上っている。シンガポールは毎月タイから1.5万トン、中国から4~5,000トンを輸入しており国内消費は1.5万トンとなっている。業界筋によると現在の1斤当たり45セント(最高級米)は、7~8月ごろには1ドルにもなりかねない、という(7月31日参照)。

▶日本商品の値上り——The Straits Times 21日によると、日本円の変動相場制移行で、日本の製造業者は輸出を渋り、シンガポールでは日本商品が値上りしている。とくに造船業界では、設備・原料等を日本品に依存しているためその影響は大きいといわれている。なお日本円は対シ6%程度上昇した。

23日 ▶東海銀行、事務所を開設。

25日 ▶コーヒー類の値上げ——喫茶店業組合は、25日以降、コーヒー、コカア、紅茶等を1杯当たり5セント値上げして25セント(ミルク入り)にする、と発表した。これは25年ぶりの値上げ。

26日 ▶新年度予算案である——ホン蔵相の26、27日の両日にわたり、72年度経済概況および73年度予算案を発表した(資料参照)。

▶人民戦線また分裂——人民戦線内部で書記長のポストをめぐり内紛が発生し、中央執行委員会の5人の委員が27日脱党を発表した。脱党者は委員長の馮立清、政治局長林添福、副財政の陣森福 Tan Sim Hock、その他委員の黄春盛 Ng Choong Seng、Abu Bakar bin Alimat。

なお残留中執委は次のとおり:——梁文貴、Bala Krishnan、王文南 Wong Wen Nam、Paul Kunchuraman、Chua Yong Ann、Tan Bee Bee。

27日 ▶中華総商会第37次役員会(資料参照)。

28日 ▶オーストラリア軍撤退のスケジュール——オーストラリアのバーナード国防相は28日の国会で、シンガポールに駐留する同国軍は73年末より撤退を開始し、74年初までにすべてを完了するだろう、と語った。なお同相は5月5~6日にシンガポールを訪問した際にも同じことを語った。

### 3月

1日 ▶三菱シンガポール重工、正式発足——三菱重工、シ政府、およびシ開発銀行 DBSとの合併による新補修船会社 Mitsubishi Singapore Heavy Industries (Pte.) Ltd. (三菱シンガポール重工)の設立の調印が行なわれた。資本金 6000万Sドル、出資比率は三菱重工34%、三菱銀行5%、三菱商事12%、シ政府25%、DBS24%。場所は西ジュロンのトゥアス地区で、40万重量トンドックを建設し75年操業開始を予定。

2日 ▶外為市場再び閉鎖(19日に再開)。

7日 ▶新証券業法、国会を通過——1970年にできたが実施はされなかった前法を廃し、代って作られたもの。新法は第4、8部を除き、5月23日から施行されることとなった。

▶イギリスの援助——英軍撤退の経済的影響を緩和するためイギリスは68年4月からの5年間に5000万ポンド(3億7500万Sドル)の借款・供与を行なうことになっていたが、73年3月末までにこのうち4600万ポンドが実施されることで終了することになった。しかし7日に終った英・シ会談によると、イギリスは4月以降も若干の技術援助を継続する予定という。

12日 ▶3億ドルの無税国債発行(21日締切り)。

16日 ▶ユーゴ首相の訪シ(19日まで)。

▶預金準備率5%から9%へ(2月13日参照)——これによりMASは9月末までに2億7100万ドルを凍結。

17日 ▶ジュロン市管理公社(JTC)の73年度事業——ホン蔵相の発表:——

(1) 1億8900万ドル(うち1億4020万ドルは政府、残りは自己資金)を(2)以下の事業に支出する。

(2) ジュロンに1,000エーカーの土地を開く。40の標準型工場の用地とする。

(3) ジュロン以外の工業団地造成は次のとおり:——Ayer Rajah 61エーカー、Telok Blangah 10エーカー、Kallang Basin 180エーカー、Toa Payoh 17エーカー。合計268エーカー。

(4) 高層工場の建設、73年に7,74年に6,完成予定。

(5) ジュロン碼頭約3,000フィートの深水化。

(6) 住宅建設、73年中に5,000戸完成、5,000戸着工。

(7) 中国式庭園と体育センター、ともに74年完成。

20日 ▶政府役員給与大幅引上げ——リー首相は20日の国会で次のとおり政府役員の給与を改訂すると発表した(3月1日発効、単位Sドル)。

	旧給与	新給与
大統領	4,000	12,000*
首相	3,500	9,500

呉国防相	4,500	8,000
その他大臣	4,500	7,000**
国務相	2,500	{ senior 4,500 junior 3,500
政務次官	1,750	{ senior 2,750 junior 2,500
政治次官	1,350	1,750

\* シェアーズ大統領は、個人の意志としてこの昇給を受けとらず、旧給与のままとなった。

\*\* 社科学技術相はシンガポール大学総長としてこのほか 700 ドルが追加される。

22日 ▶富士通、「アジア情報処理センター」を開設——Asian Information Processing Research Centre で、東南アジア諸国に情報化社会の基盤を形成するため情報処理要員を教育するもの。

23日 ▶工業技術水準向上と外資導入奨励で新政策（ホン賀相の発表）。

(1) 中・高技術工業における賃金コスト決定の原則は、国際競争力の有無とする。現在の経済状況では、年間 8% の賃上げは最終コストに約 1.6% の影響を与えるが、これは生産性の向上で吸収しえよう。先進国みなみの 10~12% では 3% の影響があり、競争力が失われよう。

(2) 今後の発展の成敗は人材開発にあるため、中・高工業技術の訓練費用は免税を考慮中。

(3) 技術、技能者等の導入政策は今後も継続する。永住希望者には永住権を与える。

(4) 新会社が必要とする中級技能者の住宅問題は深刻で、政府はその解決に協力を考慮中。

(5) 製造会社が工業技術水準向上に努力する場合は、不足労働力の国外調達を認める。しかるが、会社には、労働許可証の発給をより選択的にする。

(6) 近代的クリーン・インダストリーを全島的に拡散させ、婦人労働力の参加を容易にする。居住地の近くに適切な仕事があれば、これに参加できる婦人労働力は約 7.5 万人いよう。

(7) 北米、欧州、日本等の小規模専門技術工業で、資金力の乏しいものには、政府が 50% までの株式投資に参加する用意があり、このため 1 億ドルを準備中。この株は後に当該社が買いもどしうるものである。

(8) 望ましい水準の技術を有する企業には 5 年間の免税を考慮中。さらにその後も輸出収益に関する法人税を 90% 免除する予定。こうした措置の主たる適用規準は 1 労働者当たりの投資額（訓練費を含む）、1 労働者当たり付加価値および全労働者数に対する技術技能者の率等である。

(9) 輸出金融（保険も含む）の実施を再検討する。

(10) フランス語、ドイツ語、日本語等の訓練学校設立

を奨励し、また外国人子弟の学校設立にも援助を与える。

24日 ▶リー首相の訪米（4月13日帰国）。

## 4月

5日 ▶シンガポール航空、メダン空路開設

7日 ▶北ベトナム、シンガポールで起債か——北ベトナム国家輸出入公社駐シ代表 (Do Trong Luong 71 年 8 月より駐在) は、Sunday Times (8 日付け) との会見で「ひも付きでなければ復興開発用の資金調達のため、シンガポールでの起債も考慮されよう」と語った。

▶モービル精油所完成（日産能力 17 万 5000 バレル）。

13日 ▶住宅建設局、計画を変更——13日に発表された住宅建設局 HDB の 72 年報告書によると、同局の第 3 次 5 ヶ年計画（71—75 年）の建築予定戸数は 10 万戸から 12.5 万戸に増された。これは HDB フラットへの入居希望者が急増しているため。72 年に入居を申請したものは、3 万 6532 人（うち 2 万 4644 人は購入を希望）で 12 月末の累積数は 7 万 8096 人となっている。なお HDB の建築実績も 71 年 1 万 6147、72 年 2 万 0252 と増加し、72 年末で建築中のものは 3 万 6560 戸にのぼっている。

なお同報告によると今後の世帯数の増加は最少で 75 年 42.3 万戸、90 年 69.5 万戸、最大で 75 年 46.3 万戸、90 年 75.7 万戸と予測されている。

▶リー首相、訪米よりもどる（3月24日参照）——リー首相の今回の訪米（18日間）は私的な訪問とされていたが、この間にニクソン（10日）、キッシンジャー（10、11日）、ロジャーズ（6日）、シュルツ（5日）ら米政府首脳と会談した。なお 3 月 26 日にはフロリダまた 29 日～4 月 2 日にはペンシルバニアでそれぞれ東南アジア情勢について演説を行なった。

15日 ▶新政党できる——労働者党および人民戦線の脱党グループ（72 年 12 月 6 日参照）による新政党 United Front 統一戦線（3 月 16 日に登録が認められた）が 15 日建党大会を行なった。委員長は黄河、書記長は蕭麒麟。

16日 ▶小麦粉の値上りと輸入割当制廃止——小麦粉の 2 大メーカーたる Prima（百齡麥麵粉廠）と Khong Guan（康元麵粉廠）とは共同声明で、小麦粉を 50 ポンド袋当たり 5 品種平均 1.60 ドルだけ値上げすると発表した（19% 弱）。一方政府は 1963 年 12 月以降行なわれていた輸入割当制を廃止した。（12 月 9 日参照）

なお小麦粉は 72 年末にも約 18% 値上りしたばかりである。

19日 ▶NTUC 加盟労働者数の急増——19 日発表された NTUC 全国労働組合会議の年報によると製造業の急激な発達にともない、NTUC の労働者数はこの 3 年間

に8万人ふえ、17万人になった。このうち3.45万人はSILO(産業労働組織、150支部)、1.7万人はPIEU(創始産業労働者組合、108支部)、1.2万人はSMMWU(手工業・商業労働者組合、228支部)等に所属している。

21日 ▶新政党できる——人民共和党(People's Republican Party)で委員長は載錦湖Tay Kim Oh(商人)、書記長は林威廉(William Lim)、組織局長はN. Muthiah。同党は8月28日に団体法下に政党として登録を認められた。

▶中国、再び配船を保証——中華総商会は、極東運賃同盟FEECの海運壟断に対して中国が72年2月より始めた欧州航路の配船を、今後も続けるよう要請するため、3月31日以来3人の代表を派遣していたが、かれらは20日に帰国し、翌日の記者会見で、「中国側は毎月少なくとも4~5隻を配船することに同意した」と発表した。中国船の運賃はFEECより30~40%安いといふ。

23日 ▶パン値上り——製パン・菓子業組合は小麦粉・砂糖等の値上りのため、23日以降食パンを一律5セント値上げする、と発表した。

25日 ▶タイ、シンガポール兵を訓練——タイ政府は25日、「シニタイ協定にしたがい、タイはシンガポール兵50~60人を訓練することになった」と発表した(1月14日参照)。

▶政治犯2名釈放さる——黃循立Wee Toon LipもとSATU(反PAP系労働組合会議)の委員長、およびM. Fernandezの2人。

▶銀行利子、0.5%上昇——金融管理局は、マ・シ銀行協会と協議ののち次の新率を発表した。

定期預金	1ヶ月	3 %→3.5 %
	3ヶ月	5 %→5.5 %
	6ヶ月	5.25%→5.75%
	9ヶ月	5.5 %→6.0 %
	1年	5.75%→6.25%
貯蓄預金		3.5 %→4.0 %
貸出利率	一般	7.5 %→8 %
	優遇	7.0 %→7.5 %

27日 ▶工業訓練庁設立さる——(1968年にできた工芸教育局に代るもの、国内の10の職業訓練学校を管轄する)。

30日 ▶「生産コスト上昇は遺憾」——国際商業会議所のK. Gould会長は同所大会で「政府は税以外の方法で生産コストを年々あげてきている。こうした措置は投資家の政府に対する信頼に影響を及ぼしている。たとえば、創始産業に対する賃金税免除の廃止(69年)、70年の若干の税免除措置の廃止、港湾料の値上げ、電力、水道、電話料金等の値上げ、投資家の海外渡航に関する所

得税控除措置の廃止、不動産査定基準の引上げ、中央備蓄基金の引上げなどである」と語った。

なおこの大会で役員の改選があった。会長R. E. L. Wingate、副会長J. J. Gerzon、T. M. Attwood。

▶NTUC新役員——全国労働組合会議NTUC大会は30日次の新役員(73~76年)を選出した。

委員長 彭由國 Phey Yew Kok,

副委員長 Abdul Aziz Karim, 陣明権,

書記長 Devan Nair,

副書記長 謝坤祥 (Lawrence Sia)

▶蔵相、為替管理の緩和措置を考慮中、と発表。

## 5月

1日 ▶賃金評議会の賃上げガイド・ライン——オング相はメーテー式典で、政府が賃金評議会NWCの73年賃上げ案を受諾した、と発表した。この案は労使間の賃金交渉のガイドラインとして出されるもので、73年7月1日からの1年間につき適用されるもの(資料参照)。

なお73年のガイドラインは72年のと異なり、全公務員にも適用されることとなった。

3日 ▶豚肉小売価格8%程度上昇(5月4日各紙)。

4日 ▶外人熟練労働者の居住権——政府発表によると、外人熟練労働者の居住権取得が次のように変更された。

(1)工業訓練庁のtrade testに合格し(3年間の労働許可証が与えられる)、シンガポールで2年以上働いているものは永久居住権の交付を即刻考慮する。

(2)すでに永久居住権を有し、同testに合格し、かつ10年以上居住しているものには市民権も交付する。

(3)労働許可証保持者で十分な訓練資格を有するものは、このテストを免除される。またこのテストは労働許可証保持者の場合、使用者の推薦によりうけられるものとする。

7日 ▶リー首相の訪日(非公式)——リー首相は7日から14日まで日本を非公式訪問した。日程は9日三菱重工の長崎造船所でNeptune Orient Lines社のタンカーNeptune World号(23万3200トン)の進水式出席、10日田中首相、大平外相、増原防衛庁長官らと会談、(内容は両国間の関係促進、日本の資本自由化、賃金、都市問題、マラッカ海峡、新大西洋憲章など)、11日記者会見、12日佐々木日銀総裁と会談(内容発表されず)、14日精工舎視察、離日。

8日 ▶マレーシア、シ通貨との等価交換性廃止を通告——マレーシアのタン賀相は8日午後の国会で演説し、次の発表を行なった:――

(1)シンガポールとの通貨の等価交換性決めを1973年

5月8日午後4時をもって廃止する。ただし同取決めの規定にもとづき、両国通貨の1対1の交換は8月7日まで行なわれるものとする。

(2)為替管理法を改正する。

(3)証券取引市場の分離(6月4日参照)。

▶シンガポールの態度——ホン蔵相は次の声明を発表した:――

マレーシアの高等弁務官は本日午後3時30分に、マ・シ両国間の通貨の等価交換性取決めを1973年5月8日午後時4以降、廃止する旨通告してきた。

シ政府は、両国の経済関係のもうひとつの環が破れたことを遺憾としながらも、この決定を受け容れる。同取決めにもとづき、今後3ヵ月間は両通貨は從来どおり1対1で交換されうるものとなっている。このため同取決め廃止の影響はこの期間を経なければ、十分に明らかとはならない。

シ通貨委員会は今後3ヵ月間、マ通貨のシ通貨との等価交換に応ずる。国内の諸銀行もこの保証にもとづき同様にマ通貨を受け入れるであろう。等価交換性取決めは3ヵ月の期間をもって停止するが、このことは、国内におけるマ通貨の使用を他の諸外国通貨の使用と同様さまたげるものではない。

同取決めの廃止はシ通貨の平価に影響しないであろう。シ通貨の強さは、高水準の外貨準備によって示されている。これを1人当たりで見ると1972年末で日本の173.30米ドル、西ドイツの406.50米ドル等に比して960.70米ドルとなっている。シ通貨は純金0.290299グラムという平価で維持されよう。米ドルで見るとこれは2.5376Sドルに当り、IMFによるその支持価格は売り2.5947Sドル、買い2.4805Sドルとなっている。過去数週間、米ドルは2.4805Sドルという底値にあり、Sドルの強さはIMFで許された最高となっている。

▶米輸出、許可制に——輸出入統制官は1950年輸出禁止条令の規定にもとづき8日付け官報で米(ぬかは除外)の輸出を許可制にすると発表した。

▶日系企業、取引態度を自肅——日系商社・銀行など116社で組織しているシンガポール日本商業会議所は、シンガポールの商工関係6団体がさる3月末以来要求している問題について、次の点で自肅することをきめ、関係団体、シ政府に内容を伝達することとなった。

(1)既存の通商ルートを尊重し、万一需要者と直接取引きする場合も、エイジェントの立場を損わないようにする。

(2)2万Sドル以下の入札には参加しない。

(3)現地人職員の養成訓練と幹部への登用活用について努力する。

▶ブルガリアと科学・文化協定。

10日 ▶マレーシアの方針——マレーシア中央銀行の声明:――

マ・シ両通貨の等価交換性取決めの廃止によりシンガポール通貨は今後他の外国通貨と同様に扱われることとなる。ただ一般的の不便を除くため、商業銀行は最初の期間だけ手数料なしでの1対1の交換に応ずることとなった。

しかしこの期間は1973年5月19日(土曜日)までとし、それ以降は通常の外貨取引と同様その時の交換率にもとづき交換されるものとする。なおBank Negaraは同取決めの規定どおり、8月7日までの3ヵ月間につき、国内の商業銀行からシ通貨を受入れ、シ通貨委員会へ戻し、またシ通貨委員会も同様にシ国内からマ通貨を受入れBank Negaraに戻すこととなる。したがって等価交換取決めの『3ヵ月条項』は上記の2公式機関間の交換のみに適用されることとなる。

政府は外国通貨の国内流通を希望しないので、一般大衆がすみやかにシ通貨をマ通貨に交換するよう勧告する。

11日 ▶リー首相、日、米、西欧等の機動艦隊設立を提案——訪日中のリー首相は11日の記者会見で次のように語った。

(1)ソ連のインド洋太平洋艦隊はいまだ小規模だが、大きくなる可能性はある。対抗する力があれば、ある種の均衡ができるよう。日本は平和と安全に貢献できるが、このためには核武装しないこと、および独立の大海上軍力をもたないことだ。代りに日本は、太平洋とインド洋をすべての国々に対して自由に開放するため、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、西欧等からなる機動艦隊の一部になることもありえよう。

(2)東南ア中立化は、中国が支持しているとはいえ、米ソの支持がないためむずかしい。

(3)中国とは長年にわたり密接な経済関係をもつている。外交関係樹立については、わが国の近隣で疑惑をもたれているため、これら諸国に先を譲る方針である。

(4)最近の対日批判は、弱小国が日本の高関税などの輸入政策を克服しえないことから起こっている。儉約、勤勉、愛國心など日本人の美德は、日本の世界における実力とはあい入れなくなった。

▶シンガポール大蔵省声明。

シ政府はマ・シ通貨の等価交換取決め停止にともなう不便を緩和するためウッドランド(ジョホールへの出口)と国際空港と共に両替所を設置する。Sドル(シン

ガポール・ドル)とMリンギット(マレーシア・ドル)とは8月7日までこれら両替所で等価で交換されよう。政府は国内の商業銀行に対してもそのすべての支店で同業の業務を行なうよう要請した。わが国の外貨準備は約57億ドルもあり、その通貨はきわめて堅調である。

国内居住者および外国からの訪問者が銀行に渡すMリンギットは8月7日まで現在の1対1の率でシ通貨に交換される。シ政府は金平価を変更する意向がなく、したがってMリンギットの金平価が維持されるかぎり、この率は変わらない。

8月7日以降シ通貨委員会とバンク・スガラ・マレーシアとの1対1の交換は停止される。その日以降シ通貨委員会は国内商業銀行からMリンギットを最早受けとらないであろう。

シンガポールは金融センターであり、政府はいかなる外貨の流通をもしめだすつもりはない。

▶マレーシア通貨余剰分は年に5億ドル——訪日中のリー首相の発表によると、従来毎年シンガポールで回収されていたマレーシア通貨は、マレーシアで回収されていたシンガポール通貨より5億ドル余計にあったといわれる。両国の通貨当局は各々の国内で集められる相手側通貨を1週間ごとに返還しており、余剰分は米ドルなどの介入通貨で決済していたが、シンガポール側には毎週1000万Mドルが余剰分として残ったというもの(年にすると5億ドル)。

13日 ▶インドネシア外相、機動艦隊案に反対を表明(11日参照)。

14日 ▶マ・シ通貨の相場立つ——マレーシア、シンガポールの両外国為替市場ではじめて、両通貨の相互取引が行なわれたが、相場は双方全く同じで、ともに売り100.25買い99.60であった。

▶証券取引再開(9日から13日まで停止されていた)——再開後商いは不調で、15日には*Straits Times*工業株指数は300を割り295.00となつたが、その後は回復に向かった。

▶リー首相、台湾を訪問——訪日を終えたリー首相は14~17日の間台湾を訪問したが、この訪問について本人およびシ政府も言明をさけている。リー首相は17日帰着した。

16日 ▶米価高騰、買占め横行——タイがシンガポール向け米輸出を制限したとの12日付の新聞報道以来、米価は急激に上昇し、買占めが各地の米屋で発生したが、16日のピークを経てその後若干下降した。タイ極上米(supergrade rice、華語名は香米)を例にとると1カティ(=1斤)当り、1月44セント、4月末55セント、5月10日

64セント、5月16日82セント、5月21日75セントという数字が報道されている(7月31日参照)。

17日 ▶セメント再度値上げ——65ドルから(1月4日参照)75ドルへ。3メーカーはこの価格を6ヶ月間は維持すると声明。

18日 ▶セメント等輸入税廃止——従来はセメント1トン当たり11.81ドル。クリンカー同5.90ドルの輸入税があった。

19日 ▶シ通貨、マレーシアでの市内流通終る——(10日参照)——マレーシア大蔵省の発表によると5月8日~18日の間に、同国で集められ、シンガポールに返されたシ通貨は9300万ドルにのぼり、一方シンガポールから返されたマレーシア通貨は1900万ドルであったという。

22日 ▶ブルネイ、通貨相互交換性維持を決定——ブルネイ通貨委員会は22日午後、「マレーシアとの通貨相互交換性協定を5月22日午後3時半から廃止する。シンガポールとの協定は維持される」と発表した。72年のシンガポールの対ブルネイ貿易は輸出1億0500万ドル、輸入970万ドル。

▶牛肉の値上り——*The Straits Times* 22日によるとさる2月にタイで牛の口蹄疫が発生して以来、シンガポールはタイ、インドネシアから肉牛の輸入を禁止している。このためオーストラリア産の冷凍肉が50%近く値上りしているという。またその結果羊肉への需要が高まり、その価格が引きあげられている、という(6月18日参照)。

25日 ▶リー首相のインドネシア訪問——リー首相、ラジャラトナム外相、ラヒム國務相らはスハルト・インドネシア大統領の招待で25~28日の間同国を公式訪問した。また28~31日は非公式訪問としてスマトラのメダンを訪れた。シニイ両国間には63~65年の対決時代以降、種々の問題で不信感がただよっていたが、リー首相はこうした状態から脱却すべく、前からこの訪問を強く希望していたといわれる。共同声明は27日に発表された。

▶インドネシアと領海協定——シンガポール海峡のはば中央を境界線とするもの。

▶韓国外換銀行も支店開設(Korea Exchange Bank)

▶鉄鋼の輸入割当制廃止——今後は大蔵省貿易局の承認なしで輸入ができるようになった。

▶National Iron & Steel、鉄鋼製品の値上げ——National Iron & Steel Mills(大衆鋼鉄廠)は政府の上の惜置にそい、国際価格との差をなくすため同社製品を平均約35%値上げすると発表。

27日 ▶スカイホーク戦闘機等を購入——インドネシアを訪問中のリー首相は、シンガポールが最近アメリカからベトナムで使用された中古戦闘機 Skyhawk 40機を購

入したと発表した。なお *Far Eastern Economic Review* 7月2日によると、このほか近々イギリスからも中古の Hawker Hunter 40機を購入予定という。支出額は合計で8000万Sドルといわれている。

31日 ▶国立舞踏団、ソ連を訪問（2週間）。

## 6月

1日 ▶学生のマレーシア集団入国に規制——マレーシアのジョホール入管当局は、6月1日以来シンガポール入学生の5人以上の集団入国を許可制（30日前に取得）にしている。これは11年前につくられた法律にもとづくものであるが、従来全然実施されていなかったもの。

▶労働許可証保持者の労働移動を制限——労働許可証保持者は6月1日以降、労働者の許可なしには3年間以内における転職が不可能となった。

4日 ▶シンガポール証券取引所発足——マレーシア政府が5月8日にマ・シ証券取引所の分離計画を発表して以来、両国にそれぞれ別個の取引所を設立するため作業委員会が設置されたが、シ側委員会はマ側よりも一足先に案をまとめあげ、4日に Stock Exchange of Singapore（通称 SES、華名は星加坡股票証券交易所）の設立にこぎつけた。会員会社は15社、取引はすべて短期決済取引で、受渡しは14日以内（日曜日、市場休日、取引契約日、受渡し日を含む）。なお2月19日以来停止されていた午後の取引は4日より再開された。

▶日本でシンガポール物産展（東京と大阪）。

11日 ▶シンガポール石油、ブルタミナ石油と協力協定。

12日 ▶学校雑費上る——教育省の発表によると、国立および政府補助校の全学生に対する教育雑費を7月1日以降、月当り1ドル増額すると発表した。これにより教育雑費は小学校生徒が2ドル、中学校が3ドルとなる。なお授業料の方はシンガポール市民の場合、小学校は無料、中学校は4ドルとなっている。また小学生1人当たりの年間コストは300ドル、中学生は600ドルである。

13日 ▶極東海運同盟、また値上げ——極東海運同盟 FEFC は1970年12月より4回目の値上げを発表した。これによると、9月1日以降8%、また74年3月1日以降4%（9月1日以降を基準とする）、というもので、シンガポールの船荷業者には年間600万ドルの負担増となる。またシンガポールから FEFC の港への輸送量は年間約160万トンで、このうち50万トンは FEFC の船舶がはこんでいる。

▶タイ、米輸出を全面禁止（1部は8月1日に解除）。

18日 ▶羊肉、5度目の値上げ——羊肉取引業者協会によると、羊肉は18日以降今年になってから5度の値上げをせざるを得なくなった。新価格は年初のポンド当たり

1.50ドルから2.70ドルになる。

19日 ▶応用研究所、正式発足——経済、経営、応用科学等についての調査・コンサルティングを請負う応用研究所（Applied Research Corporation）が19日に正式発足した。同所は1月5日に会社法により組織された非営利団体である。主席は杜進才科学技術相、董事經理は伊崇勲 EDB 前副局長。

20日 ▶シンガポール通貨、変動相場性——大蔵省は20日夜、要旨次の声明を発表した。

(1)シンガポール・ドルを21日以降変動相場性に移行させる。金融管理局は、Sドルを米ドルに対し上下2.25%内に維持するという IMF の規則に従い、過去3ヵ月間に相当額の米ドルを買支えてきた。大蔵省は通貨委員会と協議の後、金融管理局が最早この買支えをしないことに決めた。

(2)弱い米ドルにリンクされていた結果、Sドルの価値も人工的にさげられ、輸入品の価格を高くしていたのである。

(3)マレーシア通貨との1対1の相互交換性は当初8月7日まで継続されることとなっていたが、これを6月23日（土曜日）までに短縮する。

(4)ブルネイ通貨との相互交換性は今後も維持される。

21日 ▶マレーシア通貨も変動相場性へ。

▶Sドルの対米ドル相場（1米ドル=2.3750～2.44で変動した）。

24日 ▶労働許可証保持者の結婚を制限——労働省は次の措置を発表した：——

(1)7月1日以降、労働者許可証保持者がシンガポール市民と結婚し、シンガポールの諸社会施設の恩恵に浴さんとする場合は、労働省の Commissioner for Employment の許可を結婚前にとらねばならない。この諸施設には、HDB フラットへの入居、無料教育、医療補助などである。

(2)市民権・永住権を必要としないものは事前許可をとるに及ばない。しかしシンガポール滞在が継続5年以下の許可証保持者は無許可でシンガポール市民と結婚すると、自動的に許可証を喪失するものとする。

(3)この措置は、労働許可証を保持する外国人がシンガポールに定住し、小家庭をもつにたる能力を示すまで結婚を遅らせようとするものである。

25日 ▶タイ米、中国米の再輸出を禁止。

26日 ▶政府、NWC 賃上げ率実施に援助措置——ホン蔵相は製造業者協会の大会に出席し、「NWC 賃上げ率の実施の困難な会社に対してはその実施を可能にするような援助を与えるであろう。NWC は今後も毎年、シン

ガポールの競争力を鈍らせないような水準の質上げ率を勧告するであろう」と語った。なおこの大会で Ong Leng Chuan (王寧泉) 同協会会長は、生産コストの急上昇を指摘し、政府の協力を要請した。これによると、シンガポールの生産コストの65%は輸入原料、11%は労働コストとなっている、という。

27日 ▶ラ外相、米問題でタイを緊急訪問。

▶水汚染防止運動はじまる（1週間）。

▶新駐日大使着任——新駐日大使黃望青 Wee Mong Cheng 氏が羽田に到着した。同氏は1913年3月3日中国の福建省・アモイ・鼓浪嶼出身。アモイ大学法学院で経済学を学び、同大の法学士（経済）号をもつ。1957年から今日まで集誠有限公司 (Chip Seng Co. Ltd, 海運業、ぬか、飼料等取引) の董事經理、1961年より Chartered Bank 顧問、1969年より中華総商会財政委員会主席、著書『從經濟角度看東南亞細亞華人的出路』(1970年出版)。経済評論家として率直な意見を出す。1972年12月の「日本人論」は有名。

30日 ▶バス会社の合併——通信・運輸省は30日、国内にある3つのバス会社 (Amalgamated Bus Co., Associated Bus Service, United Bus Co.) を7月1日以降合併させ、新会社 Singapore Bus Services Ltd に統一することになった、と発表した。3社のバス合計総数は2,079台であるが、新会社は今後3年間にこれを3,000台にふやす予定である。

## 7月

1日 ▶中央備蓄基金積立率さらにあがる（資料参照）。

▶金再輸出を自由化——従来、非居住者通貨を使用する非居住者のみが、再輸出用の金を公認取引業者（現在11あり）から購入したが、1日以降は居住者も再輸出用の金をシンガポール通貨で購入できるようになった。

▶三菱銀行、支店開設。

3日 ▶日系亜鉛鉄板製造会社の撤退——日経3日によると、63年に日本側4社（川崎製鉄、淀川製鋼、丸紅、伊藤忠）とシ側で設立された Singapore Galvanizing 社は、さる4月に政府が亜鉛鉄板製品の輸入関税を撤廃したことから経営がむずかしくなった。このため日本側4社はこのほど、持株80%と工場資産のすべてを現地側に売渡した。

▶政治犯7名、条件つきで釈放。

6日 ▶輸入関税13品目につき廃止。

10日 ▶社会主義戦線に罰金——社会主義戦線は、同党機關紙『陣綫報』(72年9月17日と10月15日) の中でリーザー首相を個人的に中傷したとの理由で同首相から訴えられていたが、10日の判決で、同首相に対し5万ドルを支

払うよう命ぜられた。同党はこれを23日に全額支払った。

同党はこの中傷事件で73年1月より、『陣綫報』の発行を停止され、同26日には星州日報に謝罪広告をだしていたが、リーザー首相の諒承するところとはならなかった。

11日 ▶マリナ・センター計画、国会通過——東西陸上交通を緩和する干拓計画たるマリナ・センター計画が11日国会を通過した。すでに干拓されたニコル・ハイウェー前面の165エーカーに、さらに370エーカーを追加干拓するもので、うち66エーカーは東西道路、79エーカーは社会一般用、105エーカーは商業用、285エーカーは広場、散歩道などとなる。総工費2億9400万ドル。

19日 ▶世銀、下水道建設に借款——環境省の発表によると、世銀はシンガポールの公共事業に対する第2次借款として1200万米ドル（2724万Sドル）の借款を環境省の下水道系統建設計画に与えることとなった。（世銀の第1次借款は1968年6月の600万米ドル）。

23日 ▶日本の借款供与——日本の海外経済協力基金はシンガポールむけ円借款7億8800万円の貸付契約をきめた。年利4.5%，償還は5年据置を含む20年間。衛星通信地上局第2アンテナ建設用の資材、機材、役務の日本からの調達にあてられる。

25日 ▶国会ひらかる——25、26日の両日国会がひらかれ、次の諸法が通過した。

(1)中央備蓄基金 CPF (改正) 法：——CPF 積立金の滞納に対する罰則の強化が目的。72年に積立率が13%から24%に引き上げられたことにより、違犯件数が急増しているため。罰金額は、従来の初犯500ドル、再犯以降2,000ドルから一律1万ドルに引きあげられた。

(2)雇用 (改正) 法：——(a)解雇された雇用者に対し労働大臣に上訴する権利を与える。(b)健康・安全を無視して若年労働力を雇う者に対する罰則の強化。(c)産休を2回までとし、また第3子以上の分娩費用を高くする。

(3)民事責任 (油汚染) 法：——船舶による領海の油汚染に対する罰則。船舶トン数により、1トン当たり375ドルで、最高5000万ドルまで。

(4)所得税 (改正) 法：——(a)アジア・ダラー債の非居住保持者に対する課税免除。(b)海外に対するアジア・ダラーの貸付けによる銀行等の金融機関の海外所得に対する課税率の軽減(40%から10%へ)。(c)国内の経済・技術開発に貢献する海外からの借款に対する利子は大蔵大臣の承認があれば免除する。(d)対インドネシア投資を促進するため、インドネシアでの承認された計画への投資に由来する送金利潤（配当利

子の場合)は所得税を免除する。(e)72年11月3日に発表された小家族奨励案の法制化。

(5)企業登録法: ——従来の Business Names Act に代わるもの。

(6)不動産税(改正)法。

29日 ▶リーチ相、英連邦首相会議(オッタワ)にむけ出発。

30日 ▶機械工業開発局を改組——1968年4月に経済開発局により設立された機械工業開発局(Engineering Industry Development Agency)は4年間に1200万ドルを費して886人の技術者の訓練を行なってきたが、コストがかかりすぎるため、政府はこれを商企業に転換することになった。新組織は National Engineering Services Pte Ltd. とよばれる。

31日 ▶米価大暴騰——米価は5月末以降騰勢を止めていたが、6月13日にタイが米輸出を禁止してからは再び上昇を始めた。タイ極上米の場合、5月20日ごろの1カティ斤75セントは6月13日以後上昇を再開し、6月末から7月中は1.20ドルの高水準をたもった(2月21日および5月16日参照)。31日付星州日報によるところ、マレーシアとの価格差は次のとおり(1カティ当たり S ドル): —

	クアラルンプール	ジョホールバル	シンガポール
タイ 精白米*	0.64	0.70	1.10
中国米	0.51	0.52	0.79

\* 極上米につぐもので 100% polished rice という

## 8月

1日 ▶南北ベトナムと国交樹立——政府発表によると、従来シンガポールには南の総領事館、北の通商代表部があったが、出来るだけ早い時期に大使館開設を予定している、という。

2日 ▶英連邦首脳会議(オタワ)(11日まで)。

▶為替管理の緩和——①中国への家族送金の限度額を月45ドルから月2,500ドルに引き上げる、②シンガポールで働く非居住者、一時的訪問の重役、技術者等に対する支払限度額を週4,000ドルまでに引き上げる、③非スターリング地域にいる留学生への年間送金限度額を1万5000ドルから3万ドルにする。

3日 ▶リーチ相オーストラリアの移民政策を非難。

4日 ▶豚肉の値上げ——次産品局と豚肉業界が協議した結果、4日以降豚肉は1ピクル当たり90ドル(5月に60ドルから90ドルになった)から160ドルに値上げとなった。

▶人民協会、パキスタン米を売り出す——1袋(5カ

ティ入り = 3 kg) 2.30ドル(55%碎米)で、反響は良好であった、という。なお月末までには約130軒の雑貨店がパキスタン米の定価販売に参加した。

▶リーチ相、キッシンジャー顧問と会談。

6日 ▶イランと外交関係樹立。

▶三井銀行、シダと南大に奨学金(15万ドル)。

▶協和銀行、代表事務所開設。

7日 ▶ソ連スパイ容疑で港湾荷役会社社長、逮捕される——林明治 Lim Beng Tee, Tri-Union 社(ソ連商船用の荷役・運送会社)社長、もと Straits Times 記者。

8日 ▶ゴー首相代理、終身雇用制、社内福祉対策を説く——独立記念日メッセージの中で、高い労働移動率を減らす方法として日本の例を引いたもの。

10日 ▶東ドイツと外交関係樹立(1月31日参照)。

13日 ▶リーチ相、スエーデンで対シ投資を説く(15日帰国)。

▶輸入関税、14品目につき廃止(醤油、たら肝油、インスタント・コーヒー、電球、傘、蚊取線香、アルミニウム容器、祭用紙、金属容器、建築用衛生設備、など)。

15日 ▶金輸入自由化——69年4月1日に金市場が設立されて以来、金輸入は為替管理法下に認められた取引業者にのみ許されていた。なお1オンス当たり3ドルの課徴金も廃止される。シンガポール市場は、71年初にベトナムが課徴金を廃止して以来、活気を失っていた。

16日 ▶銀行流動性の柔軟化措置——従来、銀行間預金(7日までのもの)や CD(定期預金証書)は割引会社への預託金として資産側に仕別けられていたが、16日以降は負債側に仕別れることになった。これにより長期資金と短期資金の区別は廃され、短期資金も銀行外顧客への貸出しに使用されるものとなった。

19日 ▶ゴム取引も分離——マレーシア政府は、従来シンガポールと共同で運営していたゴム取引を19日以降分離すると発表した。両国の通貨価値に差違が出てきたことで、單一相場の維持が不可能となつたため。

20日 ▶シンガポール、ガットに加盟。

21日 ▶ニュージーランドと二重課税防止条約を結ぶ。

27日 ▶国債発行——3億ドルで2年ものと5年もの利子はそれぞれ5.75%と6.5%。

28日 ▶国会、会社(改正)法、証券業(改正)法などを通過。

▶立候補預託金引上げ——28日に通過した国会議員選挙(修正)法によると預託金が500ドルから1,200ドルに引きあげられた。

30日 ▶米価、若干さがる——消費者協会 CASE の発表によると、米価は1カティ当たりタイ100%精白米が90セント、10%碎米が77~80セントとなった。

## 9月

1日 ▶東南ア7カ国陸上競技大会（8日まで）。

2日 ▶ゴム取引、マレーシアに追随——8月19日のマレーシア政府のゴム取引所分離決定以降シンガポール・ゴム協会 RAS はマ側当局と協議を重ねていたが、結局マ側の主張する『マレーシア通貨で立てられた RSS No. 1 価格（正午）を採用する』という案に同調することになった。ただしこれは共同運営の継続を意味せず、完全独立したマレーシア取引所にシ側が追随するだけのものとなった。新方式によると、シンガポール取引所はマ通貨で契約されたものにはマ取引所の価格を採用し、シ通貨での契約分には独自の相場を立てることとなる。

3日 ▶CD 発行の許可、10行におりる——*The Straits Times* 3日によると、政府はこのほど5商業銀行、5マーチャント・バンクに対し、シ通貨による CD 譲渡可能定期預金証書の発行を許可した。同証書の最低預金額は10万ドル、期間は3カ月から3年。

5日 ▶日系合成樹脂会社、品不足で操業停止——住友商事と DBS との合弁会社 Singapore Polymer（資本金 700 万ドル）は、日本から原料供給（月当り 1,200 トンの樹脂で、同社の70%に当る）が激減したため操業停止におちいった。

▶豚肉、若干値下り——豚肉業協会の決定（6日から実施）で、ピクル当り 160 ドルが 135 ドルになった（8月 4 日および 12 月 15 日を参照）。

9日 ▶日興証券も進出——マーチャント・バンクの United Chase Merchant Bankers（73年 3月 15 日設立）の発表によると、日本の日興証券が、同社に資本参加することになった。出資比率は 15% で、UCMB の総資本金は 750 万ドルから 880 万ドルにふえることになった。

11日 ▶外国人の土地売買を制限——政府は、不動産価格の高騰が中流所得層の住宅所有を困難にしているため、次の内容の法律を近く制定する旨、発表した。

- (1) 9月 11 日以降、住宅、空地の無制限所有はシンガポール市民にのみ認める。
- (2) 永久居住者、非市民、国内設立会社が同日以降かかる土地を購入する場合は当局への申請を必要とする。ただし商工用家屋はこのかぎりでない。
- (3) 現在すでに住宅用家屋・空地を所有しているものも、除外される。
- (4) その他。

15日 ▶駐マ高等弁務官かわる——外務省発表によると、シンガポールの駐マ高等弁務官が張泰澄から黄金輝 Wee Kim Wee に代ることになった。Wee 氏は 1915 年に生まれ、30年に *The Straits Times* 社に入って以

来、編集関係の要職にあった。

18日 ▶HDB フラットの転売新規制——18日以降、HDB フラットの 4~5 室建入居者は、5 年以上入居しないと、自己のフラットを転売できなくなった（従来は 3 年以上）。ただし HDB フラットに入居申請をしているものに対する場合は認められる。

▶ペルギーと二重課税防止条約（74年 1月より発効）。

22日 ▶技能者定着に新措置——*The Straits Times* 22日によると、政府は、同一企業に 6 年以上とどまった雇用許可証（employment pass）を保持する外国人技能者に対して、申請があれば永久居住権を与えることになった。これは労働移動を抑える手段としてとられたもの。

27日 ▶西ドイツと二重課税防止条約（なお 10 月 3 日にはさらに投資保証協定を結んだ）。

## 10月

2日 ▶ジュロン造船所の造船計画——Jurong Shipbuilders 社の発表によると、同社は78年初までに 9 万 1600 トンの油槽船 6 隻を建造することになった。船主は日本の三光汽船属下の Palm Star 汽船（3 隻）、Neptune Orient 社属下の Neptune Alpha 汽船（1 隻）、その他（2 隻、ギリシャ）で、契約額は 3 億 2000 万ドルである。この造船計画のため、当初のフリーダム型船を 15 隻（各 1 万 4800 トン）造るという計画は 11 隻で打切りとなった（75年初まで）。

3日 ▶今後 10 年間の成長率を 15% と予測——ホン蔵相は民間の経済セミナーで演説し、次のように語った。

- (1) 今後 10 年間も経済は 15% で成長しよう。この場合 GNP は 72 年の 73 億ドルから 5 年で倍増し 77 年に 146 億ドルとなろう。労働力需要は同期間に 76 万 5000 人から 96 万 1000 人になろう（年 4 万人）。
- (2) 政府はひんぱんな労働移動、引抜き等に対して、必要ならきびしい措置をとる意向である。

8日 ▶野党指導者再び有罪判決——R. Vetrivelu 前統一人民戦線書記長（現正義党書記長）は、72 年 6 月に犯罪捜査局 CID の Ong 局長を中傷したなどで名誉キソンによる有罪の判決をうけ、2 万ドルの罰金支払いを命ぜられた。

13日 ▶南洋商報のもと総経理釈放さる——71 年 5 月 2 日以来拘留されていた南洋商報の李茂成 Lee Mau Seng 前総理が、『過去の誤り』を認める公開声明を行ない、釈放された。釈放の条件はカナダへの移住であり、その準備期間は親族以外の訪問を受けることを禁じられている。

20日 ▶インドネシア実業家協会発足。

▶シ開銀、ローライ・グループに投資——The Straits Times 20日によると、シンガポール開発銀行 DBS はシンガポールに進出している西独のローライ系 3 社に対し合計 1460 万ドルの資本参加をすることになった。3 社とは Rollei Singapore, Rollei Optical, Singapore Camera Factory で、その払込資本は 4000 万ドル、1600 万ドル、300 万ドルで、このうち DBS のシェアはそれぞれ 25%、25%、20% である。

24日 ▶シンガポール銀行協会正式発足——マレーシアとの通貨相互交換性廃止後に設立されたシンガポール銀行協会 Association of Banks in Singapore は 10 月 3 日に団体法下に法人として認可され、24 日正式に発足した。会員は 41 行。

## 11月

1 日 ▶政府、ディスコティク 6 店に閉鎖命令——内務省は、近年青年間に流行しているディスコティク店がヒッピー、麻薬、長髪の温床になっている、との理由で、6 店を閉鎖させた。

▶第 8 回アジア体育大会の主催を放棄。

7 日 ▶国会議員団、インドネシア訪問。

8 日 ▶大和銀行、駐在員事務所も設立。

9 日 ▶輸入関税、20 品目（建築資材、消費物資等）につき廃止。

▶ラ外相、オーストラリア、ニュージーランドを訪問（オーストラリア軍の撤退についての討議）。

13 日 ▶マレーシア首相の訪シ（15 日まで、共同声明なし）

14 日 ▶電力・ガソリン節約運動を開始。

16 日 ▶中国のアジア体育大会加盟投票に賛成——アジア体育大会の中国代表権問題で、台湾に代えて中国を参加させる、との決議案に賛成を投じた。

23 日 ▶電力も値上げ——発電用燃料が値上りしたので、12 月分より 1 単位当たり 0.66 セント上がる。PUB 公益事業所によると 1~10 月間の重油平均価格はトン当たり 39,062 ドルであったが、11 月 1 日からは 60 ドルにはねあがった、ことが理由という。

▶チェコと国交樹立。

24 日 ▶リー首相、74 年経済予測を修正——リー首相は 24 日『石油危機により先進国の経済成長が鈍化・停滞するため、シンガポールも 74 年の経済成長見通しを改訂せねばならないだろう』と語った。

▶米の在庫量を拡大——大蔵省の発表によると、政府は今後、米の在庫量を現在の 2 万 5000 トンから 9 万トン（6 万トンは政府、3 万トンは民間）に引上げることとなった。このための設備・倉庫料等で消費者価格は 8 %

（1 斤当たり約 5 セント）上る予定。なお月当たり消費量は 1 万 5000 トン。

26 日 ▶シンガポール航空も値上げ——SIA シンガポール航空によると、同社は 74 年から IATA に同調し、料金をあげることになった。

28 日 ▶株売買の現渡し期日を短縮——証券取引所は 28 日以降、株売買にともなう現物渡し期限を 7 日内から 24 時間に短縮すると発表した。これは石油危機で株価が急激にさがりはじめたことに対する措置である。

30 日 ▶HDB フラット分譲価格、74 年 1 月より値上げ——Barker 開発相の発表によると HDB は 65 年に Home Ownership Scheme をはじめて以来、最初の値上げを 74 年 1 月より行なうことになった。現在 HDB の入居希望者数は 10 万人で、うち 7 万 5000 人は分譲希望者という。

	値上げ幅	新価格		
		(市内)	(郊外)	(新市)
1 室建	0	3,300	（不变）	
2 室建（標準型）	2,000 ドル	9,500	8,200	6,900
2 室建（改良型）	2,000 ドル	11,000	9,500	8,000
3 室建（標準型）	4,000 ドル	14,500	11,800	10,200
3 室建（改良型）	4,000 ドル	17,500	13,500	11,800
3 室建（角）	4,000 ドル	18,500	15,000	12,800
4 室建	6,000 ドル	26,000	21,500	18,500
5 室建	8,000 ドル	41,000	35,500	30,000

▶輸入関税、9 品目につき廃止——プラスチック製品、PVC 皮革布、履物、トイレット紙、苛性ソーダ、塩酸、硫酸、冷凍鶏、塩素など。

▶国会、基幹物資統制法を承認——本法は、(1)大統領に対して非常事態権限の一部として、特定の物資・食料を供給制限する権利を与える、(2)特定基幹物資の供給制限、配給等を統制する物資統制官 Controller of Supplies を任命する、(3)物資統制官の文書による許可なしに統制物資を売買交換することを禁ずる規則を大蔵大臣の権限内で作成する。

なお本法は従来の食料統制法および石油燃料・潤滑油統制法を廃止して、新たにつくられたもの。

## 12月

3 日 ▶6 野党、イスラエル断交を要求——6 野党とはマレー統一組織、人民戦線、社会主義戦線、正義党、統一戦線、統一国民戦線で、これらはアラブ救済行動委員会を結成した。

▶タイ、米輸出を全面解除（6 月 13 日参照）。

4 日 ▶オリエンタル・リースティング、アジア・ダラーで起債（非公開）——アジア・ダラー債としては 5 度目で

あるが、外国会社による非公開起債としてははじめて。起債会社の Orient Leasing (Caribbean) は Orient Leasing (Japan) の完全子会社。なおアジア・ダラーの起債状況は次の通り：—

71年12月	シ開銀	1000万米ドル	(10年, 8.5%)
72年10月	シ政府	2000万米ドル	(15年, 7.75%)
73年1月	Sime Darby Int'l.	3000万米ドル	( 5.75%)
73年11月	大華銀行	3000万米ドル	(15年, 6.5%)
73年12月	Orient Leasing	1000万米ドル	(10年, 8.75%)

6日 ▶ムスリム伝道会、政府の中東政策支持を表明

9日 ▶小麦粉の値上——50ポンド当り5品種平均1.50ドル(約10%)の値上げ。なお10月16日には同平均3.80ドル(40%)も値上げされていた(4月16日参照)。

10日 ▶極東運賃同盟、再び値上げ(73年で3度目)。

▶中東石油の輸入量、11月中旬以降12.5%削減と発表する

13日 ▶政治犯7名を条件付きで釈放——このうちの1人傅樹楷(Poh Soo Kai 41歳)は、人民行動党創立者の1人。61年に社会主義戦線結成に参加し、63年2月2日以降政治犯として拘留されていたもの。これで63年2月以来逮捕、拘留されているもと社会主義戦線首脳陣は林福寿1人となつた。

▶ゴーバン、マレーシア訪問(14日まで)。

15日 ▶ブタ肉再び上昇——業界発表によると、最上級品で1ピクル当り190ドル(15ドル上昇)、その他同170ドル(10ドル上昇)という。

17日 ▶フィリピン外相の訪シ(19日まで)。

18日 ▶石油・電力規制法できる——18日の国会で1年間の時限立法として石油・電力供給・使用制限法が通過した。

▶金利引上げ——シンガポール銀行協会はMASと協議後、18日以降次の金利を実施することとなった。なおマレーシアも同日よりほぼ同率の引上げを行なつた。(4月25日参照)。

	シンガポール		マレーシア	
	(旧)	(新)	(旧)	(新)
定期預金	1ヶ月	3.5	4.5	3.5 4.0
	3ヶ月	5.5	6.5	5.5 6.0
	6ヶ月	5.75	6.75	5.75 6.25
	9ヶ月	6.0	7.0	6.5 7.0
	1年	6.25	7.25	7.0 8.0
貯蓄預金		4.0	4.0	4.5 5.5
貸出利率	一般	8.0	9.0	8.0 9.0
	優遇	7.5	8.5	7.5 8.5

▶国会、土地収用(修正)法を承認——本修正法によ

ると、今後の政府による土地収用価格は、従来の市場価格を基準する方法を廃除し、1973年11月30日、もしくは公示日の市場価格のうちの低い方を基準として採用する、こととなった。

20日 ▶外資規制若干緩和——さる2月13日以降9%に引き上げられていた市中銀行の海外借入資金に対するMASへの預託率が、20日以降5%にさげられた。これは最近外銀支店が資金繰り難に直面しているため、とられたものといわれる。現在海外借入資金は約12億ドルあり、その4%の4800万ドルが市場にもどるものと計算されている。

▶石油製品の値上げ——大蔵省声明によると、最近原油の輸入価格がバレル当り4~4.50ドル(リトル当り2.5~2.8セント)上昇したため、石油製品価格を20日真夜より次の通り引きあげることとなった。

	リトル当りドル		ガロン当りドル		値上げ率
	(旧)	(新)	(旧)	(新)	
プレミアム油	0.495	0.581	2.25	2.64	17.33%
レギュラー油	0.462	0.527	2.10	2.39	13.80%
ディゼル油	0.146	0.172	0.66	0.78	18.18%
灯油	(+0.022)		1.20	1.30	14.50%
燃料油	(+0.01)		(+0.045)		14.10%
産業用デーゼル	(+0.015)		(+0.068)		10.90%

(注) カッコ内は引上げ額

なお上記の引上げ額には増税分が含まれている。例えばプレミアム油の場合ガロン当りの引上げ額0.39ドルのうち0.18ドルは増税分である。

21日 ▶ニュージーランド首相の訪シ(23日まで)。

▶都市ガスも値上げ——公共事業庁 PUB は現在のガス料金規定を改訂し、ナフサの現在価格トン当り65ドルを標準に、10セントの上下ごとに、1単位当りの料金を0.0011セント上下させる、こととなった。

31日 ▶ジュロン港第2期工事は五洋建設——工事内容は第一埠頭の延長工事730メートルと第5埠頭の延長工事140メートルで、総工費4771万4220ドル。76年12月完成予定。

▶ケッペル造船所、新ドック建設を発表——場所は本島西端の Tuas。最初の計画は15万トン乾ドック1基の建設で、総工費は約7000万ドルとされる。

▶ゴム業界、マレーシア側と連絡委員会を設置——なおシンガポール・ゴム業界は従来、マレーシア・ゴムの特別規格 SMR を使用していたが、1月1日以降は自己の規格 Standard Singapore Rubber を使用することになった。

## 参考資料・主要統計

- 1. 諸 統 計
- 2. 73年度予算演説(要旨)
- 3. 政府閣僚名簿
- 4. シンガポール軍
- 5. シンガポール中華総商会第37次役員
- 6. 貸金評議会の73年度ガイドライン
- 7. 中央備蓄基金の積立率改訂

### 1. 諸 統 計

#### 面積と人口

	面 積 (km <sup>2</sup> )	華 人	マレー人	インド・ パキスタン人	その他共計(1000人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
1957年 6月	581.5	1,090.6	197.0	124.1	1,445.9	2,475
1973年 6月	586.4	1,663.4	329.1	151.7	2,185.1	3,726

#### 国際収支

(単位 100万 S ドル)

年 次	1969	1970	1971	1972	1973
経 常 収 支	-600	-1,881	-2,355	-2,371	-2,570
貿 易 収 支	-1,392	-2,619	-3,015	-3,170	-3,471
貿 易 外 収 支	732	738	655	+799	+901
移 転 収 支 (純)	-39	-24	-36		
資 本 収 支 (純)	170	444	469	740.1	622.5
民 間 長 期 (純)	145	365	394	552.1	577.1
公 共 長 期 (純)	25	79	75	187.9	45.4
誤 差 ・ 脱 漏	994	1,922	2,500		
総 合 収 支	465	461	578	582.6	333.6
公 的 金 ・ 外 貨 準 備	2,927.2	3,584.7	4,411.9	4,930.9	5,707.5
" *	2,533.2	3,099.8	4,930.8	4,930.8	5,771.6

(出所) *Yearbook of Statistics, 1972/73.* 72~73年は74年度予算演説。

\*この行のみ出所 *Monthly Digest of Statistics, Nov. 1973* ただし73年は6月末現在。

#### 消費者物価指数

(1960年 4 ~ 5月 = 100)

	総 合	食糧				住 宅 (光熱・水・ 家具を含む等)	衣 料	その他の 飲料、タバコを 含む
		食糧計	米・穀類	肉	魚			
比 重	1000.0	507.1	140.5	88.2	82.2	148.6	58.9	285.4
1969年(平均)	111.1	111.2	115	98	125	112.5	106.3	109.5
1970年 "	111.5	111.5	109	98	130	113.9	106.8	111.3
1971年 "	113.6	114.3	103	101	143	116.0	109.7	111.7
1972年 "	116.0	117.4	105	94	154	117.7	111.7	113.4
" 4月	113.6	113.6	101	92	144	117.3	111.2	112.2
" 12月	121.7	126.5	115	105	164	118.6	112.9	116.7
1973年 4月	129.6	135.4	141	112	155	122.4	130.7	123.7
" 7月	149.3	170.3	235	131	180	125.8	138.9	126.3
" 9月	150.4	172.3	227	139	189	125.8	142.3	126.1
" 11月	161.4	192.2	272	154	191	129.8	141.3	127.2

(出所) *Monthly Digest of Statistics, Nov. 1973.*

## 工場(10人以上を雇用するもの)生産の伸び

年 次	全 産 業					創 始 産 業			
	1960	1969	1970	1971	1972	1969	1970	1971	1972
工 場 数	548	1,714	1,747	1,834	1,916	236	263	291	
労 働 者 数	27,400	100,758	120,509	142,748	173,833	56,759	51,243	66,573	
生 産 額*	466	3,214	3,891	4,828	5,413	1,200	1,749	2,403	
付 加 値 値*	142	857	1,094	1,426	1,646	509	593	842	
直 接 輸 出*	164	1,265	1,523	2,056		461	997	1,563	

\* 単位、100万Sドル。

## 就業人口(1972年9月28日現在)

(単位 人)

	自 営 業 者	家 族 労 働 者	賃 労 働 者	計
農 業・漁 業	239	195	2,134	2,568
鉱 業	77	15	1,963	2,055
製 造 業	6,742	2,458	181,090	190,290
電 気・ガス・水 道	—	—	15,378	15,378
建 設 業	3,237	373	27,273	30,883
商 業	21,023	8,108	89,935	119,066
輸送・倉庫・通信業	1,307	143	49,908	51,358
金融・保険・不動産業	1,791	180	30,645	32,616
社会・個人サービス業	4,390	1,315	98,050	103,755
計	38,806	12,787	496,376	547,969

(出所) *Monthly Digest of Statistics*, Aug. 1973.

## 商業銀行の資産・負債(年末)

(単位 100万Sドル)

年 次	1971	1972	1973	年 次	1971	1972	1973
現 金	45.8	62.8	70.4	銀 行 外 顧 客 の 預 金	3,745.8	4,736.7	5,799.8
銀 行 間 貸 付 け	1,092.4	1,660.3	1,746.5	当 座 預 金	1,082.9	1,557.4	1,786.2
シ ン ガ ポ ー ル	677.1	1,225.5	874.1	定 期 預 金	2,167.8	2,550.2	3,264.8
マ レ ー シ ア	133.6	99.4		貯 蓄 預 金	480.4	602.8	708.5
そ の 他 諸 国	281.7	335.4	872.4	そ の 他 預 金	14.7	26.2	40.3
MAS**への貸付け	147.4	232.7	593.9	銀 行 間 借 入 れ	1,438.3	2,361.9	3,063.0
割引会社預託金	—	94.0	354.4	シ ン ガ ポ ー ル	745.8	1,384.9	964.9
証 券 投 資	1,276.5	1,438.2	1,156.7	マ レ ー シ ア	90.3	131.3	
シ ン ガ ポ ー ル	1,176.2	1,324.4	1,066.7	そ の 他 諸 国	602.2	845.7	2,098.1
マ レ ー シ ア	21.2	31.6		そ の 他	878.8	1,084.1	1,786.1
そ の 他 諸 国	79.1	82.2	90.0				
貸 付 金・利 子	3,169.7	4,284.6	6,200.8				
手 形*	554.7	719.4	—				
銀 行 外 貸 付 け	2,615.0	3,565.2	—				
そ の 他	331.0	410.1	526.2				
合 计	6,062.9	8,182.7	10,648.9	合 计	6,062.9	8,182.7	10,648.9

(注) \*受取手形、割引手形、買取手形。\*\*金融管理局のこと。

(出所) *Yearbook of Statistics*, 1972/73. 73年は『星州日報』74年2月16日。

## 通貨供給

(単位 100万 S ドル)

年 次	1969	1970	1971 (各 年 末)	1972	1972 (2月)	1973 (2月)	1973 (5月)	1973 (8月)
通 貨 供 給	1,421.2	1,651.6	1,786.0	2,412.6	1,866.9	2,545.6	2,363.4	2,462.7
当 座 預 金 <sup>(1)</sup>	804.0	924.8	953.9	1,380.0	990.4	1,475.6	1,423.0	1,457.4
流 通 通 貨 量 <sup>(2)</sup>	617.2	726.8	832.1	1,032.6	876.5	1,070.0	940.4	1,005.3

(注) (1)政府分を除く (2)Malaya British Borneo Currency Board の発行通貨中のシンガポール分を含む。

(出所) *Monthly Digest of Statistics*, Nov. 1973.

## 工業生産指数と同生産額

	生産指 数 (基準年 1970年=100)			生 産 額 (単位 100万 S ドル)			
	比 重	1971年	1972年 (各第2四半期)	1973年	1970年	1971年	1972年
食 料	69.9	106.5	106.5	106.1	551.4	577.6	541.0
飲 料	31.9	107.2	95.2	96.9	66.4	70.1	70.5
タバコ	22.6	93.1	103.4	120.6	97.6	94.0	99.4
織 繊	21.5	122.4	141.6	158.0	84.4	128.5	195.6
衣 服	21.8	151.7	164.1	154.7	86.0	122.6	166.1
皮 革 製 品	2.3	88.0	79.5	136.7	14.7	13.7	16.1
は き 物	5.8	117.0	137.2	87.4	17.9	23.7	25.2
木 材 製 品	55.3	107.0	128.4	129.4	186.5	199.0	223.4
家 具	9.8	107.0	81.7	124.0	24.0	29.6	24.8
紙・紙 製 品	11.4	118.0	126.2	149.9	37.8	44.4	56.8
印 刷	46.7	107.2	107.8	115.0	98.3	117.3	129.1
工 業 化 学 製 品	14.6	106.8	112.8	148.0	34.9	45.6	48.6
そ の 他 化 学 製 品	30.6	112.6	108.8	127.7	77.7	88.1	94.0
石 油 ・ 石 油 製 品	192.3	119.1	125.7	138.0	1,221.8	1,553.5	1,661.5
天 然 樹 脂 加 工	1.5	93.7	95.4	84.7	14.6	12.9	14.2
ゴ ム 製 品	17.3	105.5	101.9	107.5	39.5	44.2	42.9
そ の 他 樹 脂	10.6	119.5	131.4	257.3	35.2	49.6	62.0
窯 業 製 品	2.1	34.4	36.1	37.7	3.5	0.9	1.5
ガ ラ ス 製 品	7.0	87.5	67.8	78.1	14.4	13.4	13.7
レ ン ガ ・ タ イ ル	5.5	129.9	152.7	163.6	8.4	11.2	13.0
セ メ ン ト	6.9	102.0	142.9	140.2	36.0	41.5	55.9
コンクリート	3.2	106.3	130.1	154.0	11.1	12.8	14.7
非 金 属 鉱 製 品	5.8	96.2	97.8	104.0	16.5	33.6	38.3
鉄・鉄 鋼	15.6	105.2	126.8	129.5	50.5	57.0	69.3
非 鉄 卑 金 属	4.6	92.4	37.3	76.9	25.0	22.0	21.4
金 属 製 品	65.7	106.2	107.0	114.5	218.0	222.6	237.3
機 械	25.8	119.6	213.7	195.7	74.6	88.0	111.4
電 気 製 品	116.5	132.0	185.5	298.6	283.0	400.9	688.1
運 輸 製 品	145.7	155.6	149.8	158.7	330.0	429.9	520.1
そ の 他	29.7	110.6	123.0	141.9	131.4	151.1	157.0
全 製 造 業	1,000.0	120.7	132.4	154.3	3,891.0	4,699.3	5,412.9
ゴ ム 加 工					722.2	571.0	432.3
採 石					14.0	18.5	20.3
合 計					4,627.2	5,288.8	5,865.5

(出所) *Monthly Digest of Statistics*, Nov. 1973.

## 主要国別輸出入

(単位 100万 S ドル)

年 次		1967	1969	1971	1972	1973
輸出	西マレーシア	824.8	779.4	841.8	907.2	1,228.4
	東マレーシア	272.5	308.4	386.8	370.1	
	タイ	129.6	177.8	159.4	214.2	
	南ベトナム	305.1	447.5	392.7	304.5	
	香港	116.9	143.0	289.0	373.4	
	中国	95.8	174.8	46.5	57.6	
	日本	156.1	336.3	379.8	392.4	
	オーストラリア	73.0	123.0	257.3	294.8	
	イギリス	211.7	273.7	333.6	339.4	
	アメリカ	244.0	508.5	634.8	949.3	
その他	ソ連	89.9	129.1	115.7	101.5	
	西ドイツ	53.5	114.6	113.7	171.4	
	その他	917.6	1,224.6	1,419.2	1,673.7	
	合計(除インドネシア)	3,490.5	4,740.7	5,371.3	6,149.4	8,914.6
インドネシア		51.9	119.4	218.1	237.7	(24.1)
輸入	西マレーシア	839.6	1,089.7	1,138.7	1,180.6	1,630.7
	東マレーシア	230.2	306.5	304.8	327.0	
	タイ	145.4	167.9	174.3	269.4	
	香港	125.6	165.9	200.9	242.8	
	中国	385.8	418.5	406.7	399.2	
	日本	548.1	1,018.9	1,699.5	1,874.4	
	オーストラリア	197.8	241.3	367.7	385.9	
	イギリス	354.5	421.3	633.5	635.9	
	アメリカ	247.6	494.2	1,102.3	1,339.7	
	ソ連	20.3	35.4	32.2	24.2	
その他	西ドイツ	128.2	212.2	339.8	368.8	
	カウエート	223.1	347.9	392.3	425.4	
	イラン	151.2	177.5	187.0	267.1	
	サウジアラビヤ	30.8	44.3	215.6	249.2	
	その他	809.0	1,146.4	1,684.3	1,797.8	
	合計(除インドネシア)	4,406.4	6,243.6	8,664.0	9,537.9	12,561.2
インドネシア		197.0	408.5	427.8	354.4	(128.0)

(出所) 67~72年は Yearbook of Statistics, 1972/73. 73年は『星州日報』, 74年2月12日。インドネシアはインドネシア銀行, Indonesian Financial Statistics, Nov. 1973. ただし73年は米ドルで輸出1~3月, 輸入1~6月。

## 項目別輸出入

(単位 100万 S ドル)

年次	食料品 ・動物	飲料・タバコ	非食用原材料 (除鉱物燃料)	鉱物・潤滑油	性燃	動植物 性油脂	化学工業 生産品	原料別 製品	機械類・輸 送用機器類	雑製品	特 殊取扱品
輸出	1967	519.3	39.4	940.8	677.1	68.9	114.5	359.9	271.0	160.5	339.1
	1969	525.4	73.0	1,655.0	930.8	84.4	138.6	417.2	349.6	212.2	354.5
	1971	541.9	69.0	1,190.3	1,145.7	208.0	184.6	534.6	740.5	343.4	413.3
	1972	554.3	65.9	1,132.5	1,168.0	150.7	218.8	595.6	1,220.7	497.0	545.9
輸入	1967	811.8	73.8	637.4	738.8	64.7	236.8	797.2	579.0	382.8	84.1
	1969	907.1	129.1	889.6	983.4	73.6	306.1	1,313.3	1,089.0	428.8	123.6
	1971	984.1	137.3	781.6	1,240.7	197.0	437.2	1,848.9	2,209.0	644.8	183.4
	1972	1,036.6	128.2	822.5	1,385.2	148.9	501.7	1,914.5	2,648.2	728.0	224.1

(出所) Yearbook of Statistics, 1972/73.

## 2. 73年度予算演説（要旨）

(1973年2月25日・韓瑞生大蔵大臣)

(72年の経済概況) GNP 成長率は目標の15%に達せず、13%にとどまった。成長低下の主な背景は英軍支出の減少にあるが、当初から予想されたこの損失を他の分野がカバーし得なかったのは遺憾である。この点については、国際的な通貨不安、南ベトナム特需の減少などが主たる理由になる。その結果として、製造業は低調で、その成長率は20.1%と鈍化した。(70年27.5%，71年25%)。とくに石油業などは生産が7%，付加価値が2.6%増にとどまった。一方製造業への投資も、71年の7億1600万ドルから72年の2億5200万ドルに低下した。その理由の一部は石油精製業への投資が一頓座したこと

と、造修船への投資が激減したことによっている。ただ電子・電器産業は将来の成長産業で72年に約1億ドルの投資が行なわれた。

一方建設業の方は依然高水準にあり、70年47.2%，71年33.8%，72年36.4%と拡大したが、労働力・原料等の不足には悩まされている。建設業と製造業の成長を資本形成の面から見ると、72年の経済成長が前者の伸び、とくに建物、住宅への支出増に依存していることが明らかで(建設業48.3%，製造業39.7%)、将来の成長という点では気がかりである。

商業は68年以降成長率をさげ、72年は7.3%増にとどまった。このうち中継貿易は今後も減少はしないにしても、停滞はするであろう。その他の部門でとくに著しい

## 普通予算(71年度まで実績。72, 73年は当初)

(単位 100万ドル)

年 次	1968	1969	1970	1971	1972	1973
歳 直 接 税	265.5	415.2	405.6	505.6	537.7	759.2
歳 間 接 税・支 出 税	265.6	417.9	402.9	425.5	421.3	545.0
財・サービスの弁済・販売	117.9	198.7	185.8	251.6	163.6	242.5
投 資・資 産 の 収 入	90.6	109.8	134.5	156.6	162.4	188.4
入 そ の 他	63.4	119.6	137.7	129.2	164.0	139.8
合 計	803.0	1,261.2	1,266.5	1,4685.5	1,449.1	1,874.9
歳 社 会 部 門	259.3	341.8	295.8	318.5	384.6	487.6
歳 経 済 部 門	76.3	97.0	130.7	115.6	113.2	147.6
法 定 機 関	163.6	274.5	353.6	422.7	218.2	307.4
出 治 安 国 防	115.6	294.5	323.8	415.0	563.4	561.5
出 そ の 他 経 常 支 出	57.1	56.1	57.6	85.9	69.3	71.8
合 計	671.9	1,064.0	1,166.5	1,357.7	1,348.7	1,575.9
開 発 基 金 繰 入 れ	30.1	37.5	40.0	80.0	100.0	278.5
余 剰	101.0	159.7	60.0	30.8	0.4	20.5
合 計	803.0	1,261.2	1,266.5	1,468.5	1,449.1	1,874.9

## 開発予算(71年度まで実績。72, 73年は当初)

収 普通予算からの繰入れ	30.1	37.5	40.0	80.0	100.0	278.5
統 合 借 款 会 計	218.2	241.8	372.2	395.4	629.7	
入 そ の 他	128.6	137.4	131.4	172.5	167.6	
合 計	376.9	416.7	543.6	647.9	897.3	
支 社 会 部 門					198.4	460.1
支 経 済 部 門	132.2	164.7	153.7	214.5		611.5
支 国 防 治 安 行 政					134.0	70.6
支 法 定 機 関・商 工 業	94.2	178.1	226.8	292.1	11.2	34.9
合 計	226.4	332.8	380.5	506.6	406.9	—
					750.7	1,177.2

(注) 68年まで暦年、69年度は69年1月～70年3月、70年以後は4～3月。

(出所) 68～71年は Yearbook of Statistics, 1972/73。72, 73年は73年度予算演説。

成長を示したものは、観光業と銀行・保険業でそれぞれ21.4%, 26.6%も増加した。後者の場合、増加の特長は銀行における海外からの資金流入にあり、これは逆に国内の流動性を好ましからざる水準に押し上げることとなった。

〔株価抑制策〕 73年2月の現状では株式市場はあらゆる兆候において過熱状態にある。このため次の措置をとする意向である：①株売買者に対する銀行の信用供与の抑制、②証券業評議会による会社の接収、合併のチェック、③新証券業法の実施。

〔熟練労働の不足と対策〕 73年度の工業技術訓練支出は730万ドルである。目標は77年までに外人労働者への依存をもっと控え目なものにさげることである。また民間企業は、今後毎年 NWC 賃金評議会が勧告する賃上げ案に応じ得るだけの生産性向上につとめねばならない。この点で政府は、新技术を導入でき、労働者に必要な技能を教える意志のある会社に対し、現行法を適用して最大の便益を与えるだろう。

〔73年度予算〕 73年の総支出は27億7362万ドルである。うち既定費は3億0740万ドル、国防・治安費は6億

3210万ドルで、後者は72年のものより9.4%少ない。また全体の29.6%に当る8億2060万ドルは法定機関、商工業等への借款にあてられる。前者のうち最大のものは、HDB への貸付3億4900万ドルでこれにより年間3万戸の建設が可能となる。このほか主なものはジュロン市公社1億4020万ドル、都市再開発2900万ドル、Neptune Orient 汽船会社5000万ドル、Jurong Shipbuilders 200万ドルなどがある。

一方歳入の18億7490万ドルという数字は72年の当初見込額より29.4%も多い。その理由は主に直接税中の所得税収入の増加(27.9%増で4億1600万ドル)にある。内訳は法人税65%、個人税34%、その他1%等である。間接税・支出税は15%増の予定である。一方非税項目収入は5億7070万ドルで全体の30.4%である。日本の債券支払いはすべておわり、英國の特別援助5000万ポンドも73年度中に全部支出されよう。

〔新税制〕 普通予算で2050万ドルの余剰が出るため、追加的課税はほとんど不要であり、下記の通り若干の減免税を実施する予定である――

(1)高齢者扶養控除 (同一住宅にすむ55歳以上の父母・

(単位 100万Sドル)

	1960	1969	1970	1971	1972	1973 (名目)	(実質)
国内総支出 (市場価格)	2,162.4	4,760.0	5,759.4	6,716.4	7,795.0	9,450.3	
総 消 費	2,020.0	3,860.0	4,383.7	4,848.8	5,451.2	6,834.1	
総 資 本 形 成	142.4	954.0	1,375.7	1,867.6	2,343.8	2,616.2	
国内総生産 (要素費用)	2,046.0	4,832.7	5,675.1	6,480.4	7,454.9	9,092.8	8,267
農・漁業	124.0	154.2	171.2	186.1	203.3	244.9	199
製造業	187.4	897.2	1,143.8	1,429.7	1,833.2	2,378.8	2,150
建設業	41.9	205.5	302.4	404.7	563.0	614.2	546
電気・ガス・水道	47.3	119.5	138.3	151.9	171.8	195.5	196
商業	650.1	1,547.9	1,742.9	1,848.4	1,960.6	2,466.4	2,153
(中継貿易)	(381.1)	(666.1)	(683.1)	(680.5)	(675.0)	(934.5)	
(内国貿易)	(269.0)	(881.8)	(1,059.8)	(1,167.9)	(1,285.6)	(1,531.9)	
建物所有	92.6	184.6	204.1	275.6	343.5	411.4	
政府サービス	106.6	321.0	390.0	443.7	473.5	559.7	522
その他サービス	796.1	1,402.8	1,582.6	1,740.4	1,906.3	2,221.9	
うち(軍)	(279.0)	(404.1)	(419.2)	(357.8)	(141.1)	(157.2)	
(観光)	(30.0)	(225.1)	(275.6)	(327.5)	(412.9)	(528.3)	
(銀行・保険)	(34.2)	(82.9)	(97.9)	(120.3)	(148.1)	(183.4)	
間接税	115.3	285.5	344.4				
国内総生産 (市場価格)	2,161.3	5,118.2	6,019.5				
海外投資収益(純)	31.3	120.3	120.5				
国民総生産 GNP	2,192.6	5,238.5	6,140.0	806,020.0	98,920.0		
1人当たり GNP (Sドル)		2,366	2,736				

(出所) *Yearbook of Statistics, 1972/73*, および74年度予算演説。

祖父母(2人まで)を対象)。(2)身体障害者控除(年令制限を廃す)。(3)備蓄基金・生命保険に関する控除(控除額限度を単に4,000ドルまでとするもの)。(4)海上船体保険の印紙税軽減。(5)約束手形印紙税の廃止。(6)シ通貨による譲渡可能定期預金証書(NCD)の発行許可。73年4月1日以降実施で次の条件がある。①発行銀行・割引業者はNCDの売買人名簿をつける、②課税所得はNCDの売買価格差とする、③NCDの受託を公認受託者にかける、④NCD発行は為替管理法に従う。(7)シンガポール籍船舶の船員に対する所得税の免除(74年1月1日以降実施、つまり73年分所得から)。

### 3. 政府閣僚名簿(72年9月15日組閣)

大統領	Benjamin Henry Sheares
首相	李光耀 Lee Kuan Yew
国防相・副首相*	吳慶瑞 Goh Keng Swee
科学技術相	杜進才 Toh Chin Chye
労働相	王邦文 Ong Pang Boon
通信相	楊玉麟 Yong Nyuk Lin
外相	S. Rajaratnam
(以上は Senior Minister)	
法務・国家開発相	E. W. Barker
環境相	林金山 Lim Kim San
保健・内務相	蔡善進 Chua Sian Chin
蔵相	韓瑞生 Hon Sui Sen
教育相	李昭銘 Lee Chiaw Meng
社会福祉相	Othman bin Wok
文化相	易潤堂 Jek Yuen Thong
国務相(外務)	Rahim Ishak
" "	李炯才 Lee Khoon Choy
(この2人は Senior Minister of State)	
" (総理府)	Haji Ya'acob bin Mohamed
" (通信)	洪国平 Ang Kok Peng
" (労働)	謝嘉惠 Sia Kah Hui
" (環境)	黄循文 Wee Toon Boon
" (教育)	蔡崇語 Chai Chong Yii
政務次官(環境)	曹煜英 Chor Yeok Eng
" (社会福祉)	陳志成 Chan Chee Seng
" (労働)	鄭振治 Fong Sip Chee
" (文化)	Sha'ari Tadin
" (国防)	潘容厘 Phua Bah Lee
(以上は Senior Parliamentary Secretary)	
" (教育)	Ahmad bin Matter
" (外務)	王書泉 Ong Soon Chuan
" (通信)	林源河 Lim Gaun Hoo**
" (国家開発)	何振春 Ho Cheng Choon

総理府政治秘書 陳惠興 Augustine Tan Hui Heng

\*73年4月以降兼務

\*\*7月16日以降、内務政務次官に転任

### 4. シンガポール軍

(英國戦略研究所発表)

陸軍：1万9000人。機甲旅団1。歩兵旅団2、内訳は機甲連隊3、歩兵大隊7、砲兵大隊3、工兵大隊3、通信大隊1。AMX 13戦車75両、V 200 コマンド装甲兵員輸送車、25ポンド砲、120ミリ迫撃砲、106ミリ無反動砲32門。予備役：兵力3万人。

海軍：1,000人、海防艇1、高速哨戒艇6、上陸用舟艇2、上陸用艦1(ガブリエル艦対艦ミサイル発注済み)。

空軍：600人。地上攻撃・偵察中隊1(ハンター12機、A4 スカイホーク40機を発注)、武装練習機中隊1(BAC 167型16機、SF 260型16機)、輸送・連絡機中隊1(セスナ170型8機、エアツアラー型2機)、捜索・救援ヘリコプター中隊1、ブラッドハウンド地対空ミサイル発射台28基。

補助兵力：警察中隊2

### 5. シンガポール中華総商会第37次役員

(1973年2月27日選出)

名誉会長	陳錫九 Tan Siak Kew
	孫炳炎 Soon Peng Yam
	葉平玉 Yap Pheng Geck
	連瀛州 Lien Ying Chow
	湯景賢 Tong Ching Hsien
会長	陳共存 Tan Keong Choen
副会長	周鎮豪 Chew Teng How
	陳永裕 Tan Eng Joo
総務主任	林理化 Ling Lee Hua
	(副)藍天 Lam Thiam
財政主任	張泗川 Teo Soo Chuan
	(副)林土超 Lam See Chiew
教育主任	張良材 Teo Liang Chye (潮州)
	(副)候新慶 Hauw Sing King
商務主任	許鎮國 Koh Tin Kok
	(副)連國華 Lien Kok Wah
福祉主任	莊為麟 Chong Wee Ling
	(副)邱繼潘 Khoo Kay Puan
社会主任	梁慶經 Leong Heng Keng (広東)
	(副)吳必昌 Ngo Pit Cheong

## 6. 賃金評議会の73年度ガイドライン（日誌5月1日参照）

賃金評議会 (National Wage Council) は物価、雇用水準、経済発展等を考慮して適性な賃金水準案を作成するため、72年2月に設立された諮問機関である。同会はこの目的のため72年5月と73年5月とにそれぞれ8%と9%の賃上げガイドラインを発表した。いずれの案も政府がこれを承認したため、これが労使間の賃金交渉のガイドラインとして採用されることとなった。

このガイドラインは文字通りガイドラインであり、労働側はこれ以上要求する権利を失っておらず、また使用側もこれ以下の解答を出す権利を有している。ただ一般的には、交渉がもつれて仲裁裁判所にもち込まれると、そこで裁判の基準はこのガイドラインになる可能性が濃い、とされている。

なお、以下の要約にもある通り、使用者が実際に支払う賃金には、中央備蓄基金 CPF の積立金も含まれるため、賃金支払額を得るために、次項(7. 中央備蓄基金)をも同時に参照された。

### (1) 73年度賃金ガイドライン

(イ) 73 NWC 賃金年度 (NWC wage year 73) の賃上げガイドラインは9%とし、民間公共両部門に適用される。

(ロ) 中央備蓄基金 CPF 積立率 (後出) が引上げられる場合、月額給与200ドル以上のものについては、積立率の上げ幅を1%以下とする。これも民公両部門に適用。

(ハ) 9%賃上げ算定の基準日は72 NWC 賃金年度の最終日たる73年6月30日とする。

(ニ) 民間部門で、給与表の最高水準に達している者のガイドラインは4.5%とする。ただしその最高額が月200ドル以下の場合は9%とする。

(ホ) 民間部門の経営・管理者 (managerial & executive staff) については CPF 率のみ適用される。ただし executive スタッフで団体協約に従うものにはこのガイドラインが適用される。

(ヘ) 出来高制、時給、日給、週給等のものにも、この勧告は適用される。

(ト) 72年1月1日以前に締結された団体協約が現在も実施され、そこに年次昇給が定められている場合は、次の通り減額制 (offsetting system) が導入される (民間部門のみ)。

(ア) 月給200ドル以下の場合。73年7月1日より9%を適用。年次昇給日が7月1日の場合、双方を完全に適用。この場合ガイドラインの算定基準日を73年6月30日とする。一方年次昇給日が1月1日の場

合も、73年7月1日から適用されるガイドラインの算定基準日は同6月30日とする。(no offsetting)

(ブ) 月給200~500ドルの場合。年次昇給日が7月1日であれば、当該人が72年7月1日以降受けている昇給分の半額を、9%ガイドラインから減ずる (half offset)。(例、月給300ドルで、72年7月1日からの昇給分が20ドルの場合、300ドルの9%27ドルから20ドルの半分10ドルが引かれるので、昇給分は17ドル (約5.7%) となる)。

(シ) 月給500ドル以上の場合。9%ガイドラインから年次昇給分 (100%) を減じたものとする。年次昇給日が7月1日の場合、72年7月1日からの昇給分を全額ひく。同日が1月1日の場合、9%ガイドラインの算定基準日を73年6月30日とし、73年1月1日からの昇給分を全額ひく (full offset)。

(ド) 73年7月1日以降に年次昇給日が来る場合、この昇給は全額まとめられる。

(エ) 200ドル以上の月給を受けるものの手取額は、基本給200ドル以下の同僚の手取額を下回ってはならない。

(フ) (イ) 72年と同様、NWC 勧告の実施については労使いずれの側からの要求でも交渉を始めることができる。

(ii) 労使双方が相互に同意しない場合、この勧告は73年7月1日から遡及的効果をもつものとする。

(ジ) 民・公両部門とも、今後の團約協約改定の際、労使双方いずれも、その賃金体制の中にガイドラインによる昇給の規定を考慮してもよいものとする。

(チ) 72年1月1日以降に団体協約が締結されている場合 (民間部門のみ)。上記(ト)と基本的に同じで、ただ200~500ドルの場合の年次昇給額の減額分を50%から75%にひきあげる、点のみ異なる。

(リ) 公共部門は、NTUC (全国労働組合議) 代表が、民間部門に認められた減額制-offsetting system一を導入すべきでないと主張した。(NWC 答申の時点では、これには解決がなかった)

### (2) 73年度賞与ガイドライン

使用者は次の(i), (ii)のうちいずれかの方法を選択し、組合側と交渉する。組合側はこの選択に従うものとする。

(イ) 年次給与補填 (annual wage supplement) およびボーナス、あるいは、

(ii) 年次給与補填および年次昇給 (ボーナスなし)。

(注1) 年次給与補填とは年1回支払われるもので、年間の総給与に対する補填を意味する。

組合側に認められた交渉限度は3カ月分。

(注2) ボーナスの組合側に認められた交渉限度は3カ月分まで。

(注3) 年次昇給とは、72年5月以降賃金評議会NWCが作成した案にもとづき、大臣が労使交渉の基礎として官報において、勧告する率あるいはその他のもの。72年5月は8%，73年5月は9%がそれぞれ勧告された。

(注4) (i)(ii)いずれの支払いも出来ない使用者は、年次給与補填、ボーナスあるいは年次昇給のいずれかひとつを支払う線で交渉することができる。

#### 付録—72年度のガイドライン(72年5月1日)

##### (1) 賃金ガイドライン(主要点のみ)

(イ) 中央備蓄基金CPFの積立率が7月1日以降2%引上げられるに伴い、手取額の減少を避けるため、月給200ドル以上のものの賃金を2%引上げる。CPFの規定上、これは使用者にとって4%の賃上げとなる。また月給200ドル以下のものの賃金は、使用者側にとって2%増のみである。

##### (ロ) 現行の団体協約のためのガイドライン

(a) 民間部門の全使用者は労働組合との団体協約を有するものを含め、72年7月1日から73年4月30日までの間に、その雇用者の賃金を6%引き上げる。これは上記(イ)にのべた雇用者側のCPF積立金引上げ率を含み、使用者側の同引上げ率を含まない。以上の結果、手取額増加分は月給200ドル以下の場合6%，200ドル以上の場合4%であり、また使用者側支払い増加分はともに8%となる。

(b) 72年1月1日から4月30日の間に賃金改訂が発効する団体協約の場合、上記6%と4%との手取額増加率は自動的にそれぞれ4%もしくは2%にさげられる。

(c) 上記の(a)と(b)の実施が困難な使用者は72年内に組合側と交渉する。賃上げの実施は72年7月1日からとする。

(d) 74年のNWCガイドライン発表とともに現行の全協約は自動的に期限満了となる。

	賃金 上昇 分	CPF 積立率 の上昇 分	手取 額上 昇分	使用者 側CPF 昇分	使用者 の賃金 積立率 支払増 加分	ガイ ドライ ン
月収200 ドル以下	7%	0%	6%	2%	8%	8%
月収200 ドル以上	6%	2%	4%	2%	8%	8%

## (2) 同賞与のガイドライン

賞与については次の2案中いずれかを使用者が選択するよう求める：――

### 第1案

(イ) 第13月月給を導入。支払方法は次の通り：――

(a) 過去1回のボーナス支給において、3カ月分以上のボーナスが支払われていた場合、その平均額を第13月月給とする(3カ月分まで)。また過去3回のボーナス支給が例外的な好況を反映したものであれば、使用者側は組合に対して減額の交渉をすることができる。

(b) 過去3回の支払いが1カ月分以下の場合は、1カ月分を支給する。

(c) 過去にボーナスを支給しなかった場合、今年度のボーナスは2週間分とし、来年度から1カ月にひきあげる。これは新興企業にも適用される。

(ロ) 上記の第13月月給に加え、利潤にもとづき上限3カ月までのボーナス支給を交渉事項とする。

(ハ) 団体協約の期間を3年間とする

### 第2案

(イ) 第13月月給を導入する。支払方法は第1案のイ a～cに同じ。

(ロ) 月給の年次調整を行なう。

(a) 従来、年次昇給制のない場合、賃金調整はNWCの設立するガイドラインを考慮して毎年交渉されるものとする。

(b) 年次昇給制はあるが、その昇給率がガイドラインより低い場合は、再度交渉が出来るものとする。

(ハ) 団体協約の期間は最低2年、最高3年とする。

## 7. 中央備蓄基金の積立率改訂(日誌7月1日)

73年7月1日より実施されはじめた中央備蓄基金CPF積立率は次の通り：――

月 給	使用者率(%)* 旧 新	雇用者率(%)* 旧 新
0～10ドル	0 0	0 0
10～200ドル	12 13	0 0
200～256ドル**		
(通常給与)	14 15	従来通り(給与と200 ドルとの差額の半 分)
(臨時〃)	12 13	"
256ドル以上	24 (360ドルまで) 26 (390ドルまで)	10 (150ドル) 11 (165ドル)

\* 使用者率とは雇用者率を含むもので、使用者がCPFへ直接支払うものをさす。例えば表中の26%とは雇用者が出す11%を含むもので、使用者負担は15%である。

\*\* 従来は250ドル。

なお実施例は次の通り――

月給 (ドル)	使用者 支払額	(負担率)	雇用者 受取額	(負担率)	(合計)
190	214.70	(13%)	190.00	(0%)	(13%)
200	226.00	(13%)	200.00	(0%)	(13%)
210	236.50	(12.6%)	205.00	(2.4%)	(15%)
230	249.50	(8.5%)	215.00	(6.5%)	(15%)
240	256.00	(6.7%)	220.00	(8.3%)	(15%)
250	262.50	(5%)	225.00	(10%)	(15%)
256	266.40	(4.1%)	228.00	(10.9%)	(15%)
257	295.55	(15%)	228.73	(11%)	(26%)
260	299.00	(15%)	231.40	(11%)	(26%)
		(225 ドルまで)		(165 ドルまで)	

#### 付録——72年7月1日以降実施の CPF 率

(イ) 月収 200 ドル以下の雇用者の場合、同人自身は一切積立てず、使用者だけが同人の月給の12%相当額を積立てる。つまり使用者側の給与支払は契約した給与より12%多いのと同じことになる。

(ロ) 月収200~250 ドルの雇用者の場合、同人は自己の給与と 200 ドルとの差額の半分を積立てる。一方使用者の実際支払額は、雇用者の積立額を含めて同人の通常給与の 14%, および追加給与(年次補填、ボーナスなど)等の12%となる。

(例) 月給240 ドルのものの受取額は220 ドルとなる。

すなわち

$$240 - 200 = 40 \quad 40 \div 2 = 20 \quad 200 + 20 = 220$$

(例) 240 ドルのものに対する使用者の実際支払額は 253.60 ドルとなる。

$$\text{すなわち: } 240 \times 14\% = 33.60 \text{ (ドル)}$$

$$240 + 33.60 = 273.60$$

$$273.60 - 20 = 253.60$$

(ハ) 月収 250 ドル以上の雇用者の場合、同人は通常給与の10%, 追加給与の12%を支払う。ただし 150 ドルを限度とする。一方使用者は通常給与の14%, 追加給与の12%を支払う。ただし210 ドルを限度とする。

(注) 以上の規則により、給与の実際支払額と受取額とは次のようになる。

月給 (ドル)	使用者 支払額	(負担率)	雇用者 受取額	(負担率)	合計
190	212.80	(12%)	190.00	(0%)	(12%)
200	224.00	( " )	200.00	( " )	( " )
210	234.40	( " )	205.00	(2%)	(14%)
240	253.60	(5.7%)	220.00	(8.3%)	( " )
250	260.00	(4%)	225.00	(10%)	( " )
260	296.40	(14%)	234.00	(10%)	(24%)